

## (2) 見える化改革

○見える化改革の取組を始めるに当たり、各局等は最初に主要事業についての現状の棚卸しと点検／評価を行う「見える化」分析に取り組んだ。

### 現状の棚卸し

○何を成果指標（アウトカム）とし、その現状はどうなっているか、施策はどのような体系となっているか、施策に係る予算や人員の措置状況、都・国・区市町村の権限と責任の分担の状況、監理団体や民間との実施の分担等の状況等について整理した。

### 点検／評価

○改革の3原則に照らして、他都市や民間との比較（ベンチマーク）といった客観的な分析等により、点検／評価を行った。

○点検／評価の結果を踏まえ、各局等は、平成32年度以降も見据えて改革の方向性を検討した。

○以上の取組により、各局等は報告書を作成し、平成29年度に15ユニット、平成30年度に43ユニットの報告を行い、平成30年度をもって、全ての事業ユニットの報告を完了した。今後は、報告書に基づきPDCAサイクルを回し、着実に取組を進めていく。

## 事業ユニット一覧

【29年度分析】見える化改革の対象となっている事業ユニット(15ユニット)

：仕組み改革の対象となっている事業ユニット(11ユニット)

【30年度分析】見える化改革の対象となっている事業ユニット(43ユニット)

担当局	ユニット番号	事業ユニット名(案)
政策企画局	1	政策企画機能
	2	報道
	3	都市外交
青少年・治安対策本部	4	青少年・治安対策
総務局	5	人材マネジメント
	6	ICT基盤
	7	監理団体等
	8	人権啓発
	9	区市町村
	10	防災・災害応急対策
	11	公立大学法人首都大学東京
財務局	12	入札・契約
	13	財政マネジメント
	14	事業評価
	15	都有財産(都有地の利活用など)
	16	都有施設建築・保全
主税局	17	税務行政
生活文化局	18	情報公開・広報広聴
	19	男女平等参画
	20	消費生活対策
	21	文化施設
	22	私立学校振興
	23	共助・共生社会づくり
オリンピック・パラリンピック準備局	24	スポーツ振興

担当局	ユニット番号	事業ユニット名(案)	
都市整備局	25	防災まちづくり	
	26	交通政策	
	27	建築指導	
	28	住宅施策	
	29	都営住宅建設・管理	
	30	土地区画整理・市街地再開発	
	環境局	31	省エネルギー・温暖化対策
32		環境改善	
33		自然環境の保全・利用	
34		資源循環・廃棄物対策	
福祉保健局		35	子供・家庭施策
		36	高齢者施策
	37	障害者施策	
	38	生活福祉施策	
	-	保健・医療施策 (従前の3ユニット<39.40.42>を統合)	
	41	健康安全施策	
	43	福祉人材の養成・確保	
病院経営本部	44	病院事業	
産業労働局	45	中小企業支援	
	46	観光産業の振興	
	47	農林水産業対策	
	48	雇用就業対策	
	中央卸売市場	49	既設市場の運営・整備

担当局	ユニット番号	事業ユニット名(案)
建設局	50	道路・街路整備事業
	51	道路管理事業
	52	河川事業
	53	公園・霊園事業
港湾局	54	臨海地域開発
	55	東京港整備・管理
	56	海岸保全施設
	57	島しょ等港湾・漁港・空港・海岸
	58	視察船事業
会計管理局	59	会計管理事務
教育庁	60	学校運営・支援
	61	社会教育・生涯学習
東京消防庁	62	救急活動
	63	消防
交通局	64	バス、都電、日暮里・舎人ライナー
	65	地下鉄
	66	発電
水道局	67	水道
	68	工業用水道
下水道局	69	下水道事業
人事委員会事務局	70	職員の採用試験・選考
監査事務局	71	監査

## 【民間活力の活用、効率的・効果的な事業実施手法の例】

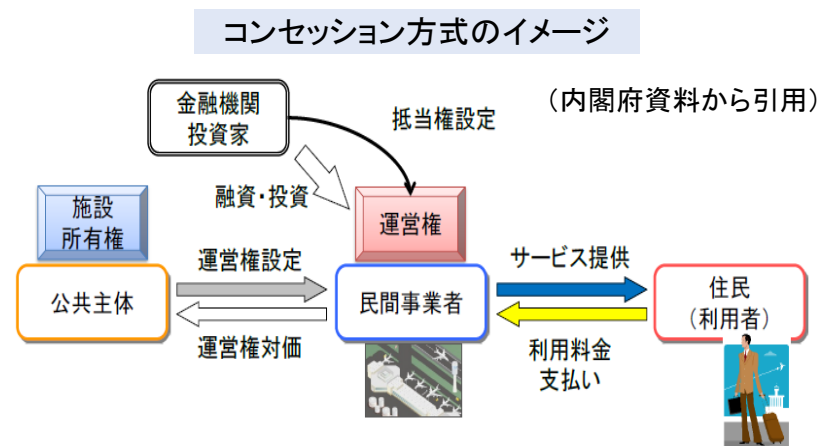
「見える化」の結果を踏まえて事業の改革・改善等を行っていく際には、民間活力の活用や効率的・効果的な事業実施の観点で、コンセッション方式や独立行政法人制度といった手法を、事業・施設の特성에 応じて積極的に活用していく必要がある。

### <コンセッション方式>

コンセッション方式とは：  
利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

都におけるこれまでの活用：  
平成31年度に開設する有明アリーナについてはコンセッション方式による運営が予定されており、事業者の選定手続が進められている。

今後の活用：  
コンセッション方式は、公共施設の運営に民間の経営手法・創意工夫を生かす新たな手法として注目されている。  
民間事業者による自由度の高い施設運営で、住民サービスの向上が期待できることはもとより、施設の設置者としても運営権の対価を得られるなどのメリットがある。



#### 国が指定する重点分野

- 空港
- 水道
- 下水道
- 道路
- 文教施設
- 公営住宅
- クルーズ船向け旅客ターミナル施設
- MICE施設
- 公営水力発電
- 工業用水道

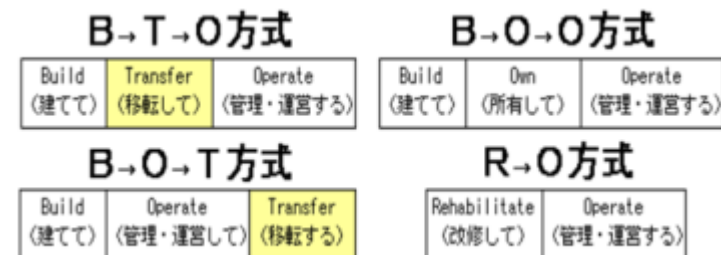
(PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版))

## <コンセッション方式以外のPFI>

PFI (Private Finance Initiative) とは：  
民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、  
公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・  
運営を行う公共事業の手法（コンセッション方式も  
PFI手法の一つ）

都におけるこれまでの活用：  
施設の新規整備を中心に、現在までに10件のPFI事業  
が実施されてきている。

今後の活用：  
引き続き、施設の設置や更新等に当たっては施設の性質を勘案し、PFIの活用を検討する必要  
がある。



PFIの主な事業方式  
(内閣府HPから引用)

### PFIを導入することができる施設

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舎等
公益的施設	賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設、研究施設、船舶・航空機等の輸送施設及び人工衛星

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第2条第1項)

## ＜地方独立行政法人制度＞

地方独立行政法人制度とは：

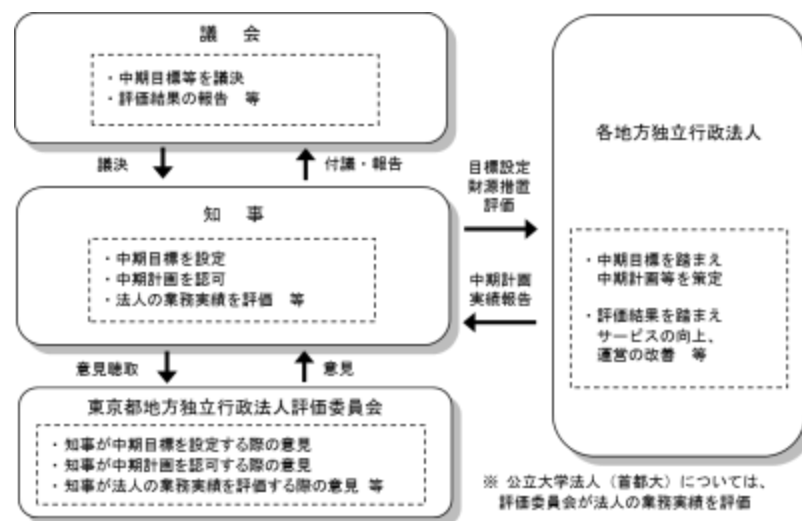
民間主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事業を効率的・効果的に行うため、地方公共団体が設置する法人が事業を担う仕組み

都におけるこれまでの活用：

公立大学法人首都大学東京、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センターの三つの法人が設置されている。

今後の活用：

他自治体での活用事例等も踏まえつつ、適切な活用を図っていく。



地方独立行政法人制度の仕組み  
(平成30年度以降(東京都における運用))

### 地方独立行政法人制度の対象業務

- ① 試験研究
- ② 大学の設置・管理
- ③ 公営企業に相当する事業の経営(水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院)
- ④ 社会福祉事業の経営
- ⑤ その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第21条)

## <指定管理者制度>

指定管理者制度とは：

公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、地方公共団体が設置し、住民の利用に供する施設）の管理を、民間事業者を含む法人その他の団体に行わせる制度

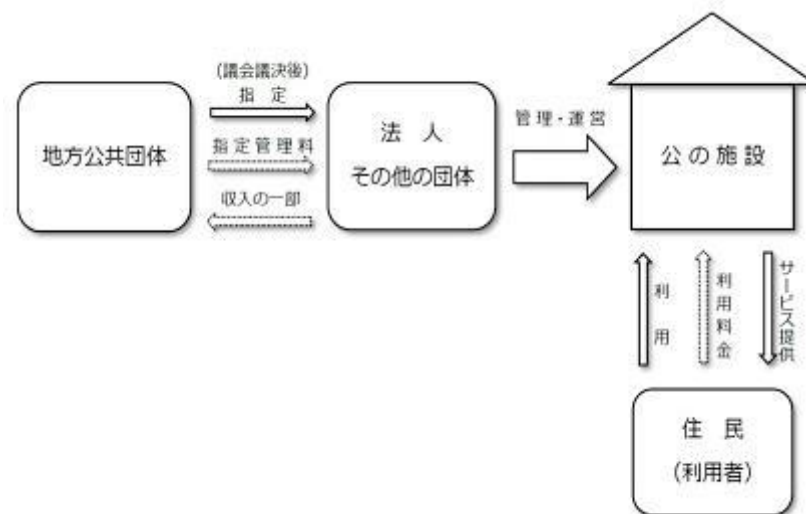
都におけるこれまでの活用：

幅広い分野の施設で活用されており、平成30年4月1日時点で204の施設において、導入されている。

今後の活用：

平成15年の地方自治法改正で制度が創設されて以降、直営によらない施設の管理手法として定着してきた。

施設の特性や目的に応じた管理・運営が可能となるよう、必要に応じて運用改善を検討しているところである。



指定管理者制度の仕組み

## 目次 1 見える化改革の取組状況等

## 平成29年度報告ユニット

ユニット番号	事業ユニット名	担当局	項
4	青少年・治安対策	青少年・治安対策本部	69
17	税務行政	主税局	71
24	スポーツ振興	オリンピック・パラリンピック準備局	73
25	防災まちづくり	都市整備局	75
31	省エネルギー・温暖化対策	環境局	77
43	福祉人材の養成・確保	福祉保健局	79
45	中小企業支援	産業労働局	81
51	道路管理事業	建設局	84
58	視察船事業	港湾局	86
59	会計管理事務	会計管理局	88
60	学校運営・支援	教育庁	90
62	救急活動	東京消防庁	92
66	発電	交通局	94
68	工業用水道	水道局	96
69	下水道事業	下水道局	98

## 平成30年度報告ユニット

ユニット番号	事業ユニット名	担当局	項
8	人権啓発	総務局	100
9	区市町村	総務局	100
10	防災・災害応急対策	総務局	101
11	公立大学法人首都大学東京	総務局	101
16	都有施設建築・保全	財務局	102
19	男女平等参画	生活文化局	102
20	消費生活対策	生活文化局	103
21	文化施設	生活文化局	103
22	私立学校振興	生活文化局	104
23	共助・共生社会づくり	生活文化局	104
26	交通政策	都市整備局	105
27	建築指導	都市整備局	105
28	住宅施策	都市整備局	106
29	都営住宅建設・管理	都市整備局	106
30	土地区画整理・市街地再開発	都市整備局	107
32	環境改善	環境局	107
33	自然環境の保全・利用	環境局	108
34	資源環境・廃棄物対策	環境局	108
35	子供・家庭施策	福祉保健局	109
36	高齢者施策	福祉保健局	109
37	障害者施策	福祉保健局	110
38	生活福祉施策	福祉保健局	110
-	保健・医療施策	福祉保健局	111
41	健康安全施策	福祉保健局	111
44	病院事業	病院経営本部	112
46	観光産業の振興	産業労働局	112
47	農林水産業対策	産業労働局	113
48	雇用就業対策	産業労働局	113
49	既設市場の運営・整備	中央卸売市場	114
50	道路・街路整備事業	建設局	114
52	河川事業	建設局	115
53	公園・霊園事業	建設局	115
54	臨海地域開発	港湾局	116
55	東京港整備・管理	港湾局	116
56	海岸保全施設	港湾局	117
57	島しょ等港湾・漁港・空港・海岸	港湾局	117
61	社会教育・生涯学習	教育庁	118
63	消防	東京消防庁	118
64	バス、都電、日暮里・舎人ライナー	交通局	119
65	地下鉄	交通局	119
67	水道	水道局	120
70	職員の採用試験・選考	人事委員会事務局	120
71	監査	監査事務局	121



## 目次 2 見える化改革の取組事例

○平成29年度報告ユニットについては、平成30年度を中心とした改革の取組状況等の事例を掲載

※改革の3原則である「都民ファースト」、「情報公開」、「賢い支出（ワイズ・スペンディング）」のうち特に重視している視点を示した。

都：都民ファースト 情：積極的な情報公開 ワ：賢い支出（ワイズ・スペンディング）

ユニット番号	事業ユニット名	取組状況等の事例			重視している視点※			項
					都	情	ワ	
4	青少年・治安対策	子供の安全対策	多様な主体（市民ランナー）との連携事例	○		○	70	
17	税務行政	税務の集約化やAIによる自動応答対応	都民向け窓口のワンストップ化・AIの活用事例	○	○	○	72	
24	スポーツ振興	スポーツを実施する場の確保・活用	指定管理者や大学・企業等との連携事例	○	○		74	
25	防災まちづくり	不燃化の加速	分かりやすい情報提供・監理団体の積極的な活用事例	○	○		76	
31	省エネルギー・温暖化対策	中小事業者へのアプローチ手法の見直し	多様な主体との連携強化・事業者取組意欲喚起の事例	○			78	
43	福祉人材の養成・確保	職場環境の改善	中小事業者への支援強化・ICT等活用による業務負担軽減事例	○			80	
45	中小企業支援	局と監理団体による施策の見直し	監理団体と連携した施策の棚卸・見直し事例	○		○	82	
		インキュベーション施設の廃止	既存事業のスクラップ事例			○	83	
51	道路管理事業	ICTを活用した道路維持管理	ICTや新技術の活用事例	○		○	85	
58	視察船事業	視察船事業の改善	利用者サービス充実・効率的な運営の事例	○	○	○	87	
59	会計管理事務	キャッシュレス化の推進	キャッシュレス化による業務改善事例	○			89	
60	学校運営・支援	教員の負担軽減・教育の質の向上	効果的な学校支援体制の検討事例	○			91	
62	救急活動	救命講習の受講促進と応急手当の実施率向上	受講促進のための制度改正・受講者の利便性向上事例	○			93	
66	発電	経営の方向性にかかる検討	事業の運営手法等の検討事例	○		○	95	
68	工業用水道	工業用水道事業の廃止を含めた検討	事業のあり方の抜本的な見直し事例			○	97	
69	下水道事業	デマンドレスポンスの取組	電力安定化・コスト縮減などの効率化事例	○		○	99	



## 【4】青少年・治安対策

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪や事故の発生件数は、総数では改善</li> <li>子供や高齢者等の弱者を狙った犯罪など、新たな犯罪や深刻な課題が存在</li> <li>治安の良さは東京の魅力になっている一方で、更なる対策が求められている。</li> </ul>	<p>(1) 子供の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供に対し防犯教育ができる人材を育成する講座の開催（4回）や、小学校低学年の児童及びその保護者を対象とした啓発動画を作成</li> <li>地域の防犯ボランティアの裾野を拡大するため、新たな「地域の見守りの眼」の担い手として市民ランナーによる見守り活動を推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後、ランニング以外の活動に取り組む方も対象に、新たな「地域の見守りの眼」の担い手を拡大</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 高齢者の交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の交通安全意識を高めるため、「高齢ドライバー交通安全セミナー」（2回）を実施</li> <li>免許返納した高齢者等を対象に、自転車安全利用講習会（3回）を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 引き続き高齢者等へ交通安全の意識を高める啓発を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 再犯の防止等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都再犯防止推進計画検討会」を立ち上げ、国の「再犯防止推進計画」や、立ち直り支援に取り組んでいる各分野の関係者の意見等を踏まえ、「東京都再犯防止推進計画」策定に向けて検討中 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画を踏まえ、再犯防止に資する取組を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 有害情報等からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年を「自撮り被害」などの性被害等から守るため、罰則規定を盛り込んだ東京都青少年健全育成条例を平成30年2月に施行</li> <li>こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」でLINE相談の試行運用、フリーダイヤル化等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象を拡充し、ネットリテラシー向上に資する取組を実施</li> </ul> </li> </ul>
	改革 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の安全対策として、子供の危険予測・回避能力向上を図るため、指導者の育成や家庭における教育を推進</li> <li>高齢者の交通安全意識を高めるため、高齢者の特性を踏まえた更なる普及啓発を実施</li> </ul>	

子供の安全対策【多様な主体（市民ランナー）との連携事例】

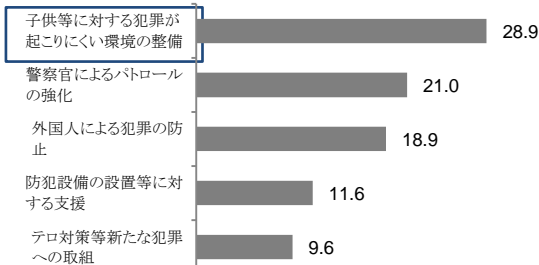
【概要】

▶ 地域の防犯ボランティアの裾野を拡大し、見守り活動を推進

課 題

- ・ 都内の刑法犯認知件数は、ピーク時の6割減を達成
- ・ 一方で、子供が被害者となる犯罪は依然として発生、子供の安全確保に対するニーズは高い

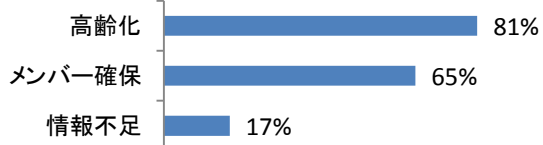
【図】治安対策の具体的要望施策(上位5件)



出典：都民生活に関する世論調査(H30.11)

- ・ 防犯ボランティア団体は、「高齢化」・「メンバー確保」の問題を抱えている

【図】団体が抱えている問題や課題(複数回答)



出典：防犯ボランティア団体に対するアンケート調査H27年度

取 組 状 況

● 民間の発信力を活かし、地域の防犯ボランティアの裾野を拡大

- ・ 日常生活の中で無理なく防犯活動をはじめてもらうため、習慣的にランニング活動を行う、市民ランナーに着目
- ・ 一般社団法人ランガールと「ランナーによる見守り活動」協定を締結(平成30年7月)
- ・ ランガール主催のランニングイベント(平成30年9月)でLED付きアームバンドを配布、ランナーに対し自分が暮らす街をランニングする際、地域の防犯の意識を持ちながら走ることを呼びかけ
- ・ ランニングイベントは各メディア(テレビやランニング雑誌、SNS等)にも取り上げられ、普段、行政との接点の薄い層にも見守り活動の重要性を幅広く発信

⇒ 今後、ランニング以外の活動に取り組む方も対象に、新たな「地域の見守りの眼」の担い手を拡大



<協定を締結>



<LED付きアームバンド>



<イベントでの啓発>



## 【17】 税務行政

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託化は、人件費削減や都民サービスの向上効果がある。業務フローを分析したところ、委託化していない業務は、「公権力を行使する事務」「少量・分散している事務」「専門性が高い事務」の三つに分類される。</li> <li>納税者から寄せられた意見・要望等について、現状では全てを体系的・網羅的に把握・管理できていない。</li> </ul>	<p>(1) 所内総合窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務のうち、集約化する業務を精査し、ロット量を確保することで委託化を検討</li> <li>➤ 平成31年4月から都税事務所1所で実施する、業務フロー・体制などの効果検証を行い、平成32年度以降、順次拡大</li> </ul> <p>(2) 証明書（郵送分）発行業務の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の発行業務のうち、集約化する業務を精査し、ロット量を確保することで委託化を検討</li> <li>➤ 平成31年4月から運用開始</li> </ul> <p>(3) 納税者の声を記録・活用する仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問合せを体系的・網羅的に把握・分析できる仕組みを構築</li> <li>➤ 申請様式改訂・HP更新などの業務改善やFAQの整備を図る。</li> </ul> <p>(4) HP上でのAIによる自動応答機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に実証実験を実施。結果を踏まえ、AIチャットボットサービスの導入を検討</li> <li>➤ 平成31年度にFAQを活用し、機能強化の上、システム構築、平成32年度にサービスを導入</li> </ul> <p>(5) 電話対応のコールセンター化・FAQの電話対応への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存の仕組みとの調整・実施体制を検討し、試行実施</li> </ul> <p>(6) ICT活用等による効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ICTの技術革新などを踏まえ、ICTの活用に適した税目・業務内容を検討していく。</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託による事務の効率化を図りつつ、将来的にはICTを活用した効率化を進めることで、納税者の利便性を高めていく。</li> <li>納税者からの意見・要望等を全て把握し、的確に反映させる仕組みを構築することで、更なる納税者サービスの向上へつなげていく。</li> </ul>	

## 税務の集約化やAIによる自動応答対応【都民向け窓口のワンストップ化・AIの活用事例】

## 【概要】

- 更なる業務の委託化
  - ・ 所内総合窓口の設置・証明書（郵送分）発行業務の集約化・電話対応のコールセンター化  
なお、公権力を行使する事務は、委託化ではなく、ICT活用等により効率化・高度化
- 納税者の声を把握する仕組みづくり・納税者サービスの向上
  - ・ 納税者ニーズを把握の上、整理・活用し、ホームページ上でのAIによる自動応答機能の実証実験や、電話対応の迅速化など、納税者サービスの向上及び問合せ対応業務の効率化

## 課 題

- ・ 都税事務所内の申告書・証明書などの受付窓口は、税目ごとに分かれているため、来庁者は申告内容、証明内容にあわせて、複数の窓口に行かなければならない。
- ・ 証明書（郵送分）は、すべての都税事務所で受付を行っているため、事務処理が分散されて、効率性に欠けている。
- ・ 「時間や場所にとらわれず、気軽に問合せ・相談したい」という納税者ニーズへの対応

## 取 組 状 況

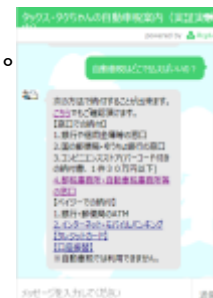
- 平成31年度は、都税事務所1所に **所内総合窓口を設置**（効果検証を行い、翌年度以降他所でも順次実施予定）  
⇒ 来所者は1か所で目的を果たすことが可能となり、納税者の利便性が向上
 

2F 固定資産評価証明発行窓口

1F 法人二税申告受付窓口

1F 総合窓口  
各種申告書受付  
各種証明書発行

<総合窓口イメージ>
- 平成31年度に**証明書（郵送分）発行業務を集約**  
⇒ 受付・発行を1か所に集約し効率的に処理することで、1件当たりの処理時間を短縮。また、申請者の利便性向上を図る。  
なお、委託化によりコストについても削減（▲2百万円）
- 「夜間・休日でも」、「税の専門用語を用いず気軽に」問合せ・相談できるよう、平成32年度に**AIチャットボットサービス**を本格実施（平成30年度に実証実験、平成31年度に機能強化の上、システム構築）



## 【24】スポーツ振興

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 30年 1月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都はスポーツ実施率70%に向け様々な施策を展開しているが、平成28年調査で低下（56.3%）</li> <li>• 今後は①ターゲット別アプローチの強化、②利用者ニーズを捉えた施設の魅力向上や運営の工夫、③アスリートの活用促進、④施策の担い手の機能強化など実行力のある仕組みづくりが必要</li> </ul>	<p>(1) スポーツを実施する機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「スポーツ博覧会」と「ニュースポーツEXPOin多摩」を統合し、スポーツへの関心・喚起の機会を拡大</li> <li>➤ 女性や働き盛り世代等、スポーツをあまり実施していない層への訴求効果を高められるよう、内容の充実を図る</li> </ul> <p>(2) スポーツを実施する場の確保・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• パートナーシップ会議（平成29年度末設置）を通じて、都のスポーツ施設における利用者の声掲載や施設の美化などについて協力を要請し、改善</li> <li>• 大学や企業等と協定を締結し、都民が利用できるスポーツ施設を拡大</li> <li>➤ 都のスポーツ施設のトレーニングルームにおいて早朝開館のテスト実施を予定</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①施策を実施率向上のカギとなる層に重点化</li> <li>• ②指定管理者とのパートナーシップ会議（仮称）による都施策との連動性を確保・強化</li> <li>• ③学校部活動や地域スポーツクラブとの連携強化</li> <li>• ④監理団体の企画機能の強化や区市町村・民間等への展開力の強化などを検討</li> </ul>	<p>(3) 多様な主体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係団体と連携し、地域スポーツクラブの運営を担う人材の養成・研修を実施するとともに、クラブ間交流会を開催</li> <li>➤ 区市町村及び町会、保育園等が実施する事業に講師を派遣し、スポーツ・レクリエーションのノウハウを提供</li> </ul> <p>(4) 施策の担い手の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 監理団体において、外部人材の活用や職員の適正配置等によるスポーツ事業の企画・調整機能を強化</li> <li>➤ 監理団体の機能強化を図るとともに、大会競技会場となる施設やアスリートなどの東京2020大会のレガシーを有効に活用しながら、施設運営やイベントを充実</li> </ul>



スポーツを実施する場の確保・活用【指定管理者や大学・企業等との連携事例】

【概要】

- 都立スポーツ施設におけるソフト事業のメニューの多様化や利用機会の拡大
- 都と指定管理者が連携して施設の魅力を向上させるPDCAサイクルを構築
- 都立スポーツ施設の開館時間の延長や民間施設の活用など一層の場の確保

課 題

- これまで利用していなかった層や利用者のニーズを捉え、施設の魅力向上や運営の工夫が重要
- 施設を活用したソフト事業について、都の計画や参加者のニーズを踏まえ、都施策との連動性を更に高める新たな調整機能や事業メニューの充実が必要
- 公立のスポーツ施設に加え、新たにスポーツを実施する場の確保が必要（大学や企業等が所有するスポーツ施設など）

取 組 状 況

<取組状況>

- 都と指定管理者で構成されるパートナーシップ会議を設置
  - ・ 利用者の声の反映や施設的美観向上で施設の魅力を向上
  - ・ 平成31年度のソフト事業充実を検討
- 指定管理者の募集時に都との連携を高める新たな視点を追加



<駐輪禁止の案内看板を整理し、美観を向上(東京武道館)>

募集時に重視したポイント

- 女性や高齢者を対象とした新規事業によるメニューの多様化
- パートナーシップ会議など都との連携体制の確立
- 利用者ニーズを踏まえた施設運営（利用者の声や改善策、アンケート結果等の公表など）

- 平成30年度より大学や企業等と協定を締結し、都民が利用できるスポーツ施設を拡大（9団体と締結【平成31年3月時点】）

<今後の取組>

- 東京武道館において早朝開館のテスト実施を予定（トレーニングルームの開始時間を9時から7時30分に変更）

事業者からの提案

**駒沢オリンピック公園総合運動場**  
 （指定管理：平成31～34年度）  
**【女性向け】**  
 レクリエーション体操  
**【高齢者向け】**  
 ニュースポーツ体験セミナー  
 などの新規事業を平成31年度実施予定

## 【25】防災まちづくり

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（▶）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>不燃領域率の向上、建築物の耐震化に向けこれまで様々な施策を展開し改善を図ってきた。</li> <li>一方で、目標達成（不燃領域率:70%（平成32年度）、耐震化率（緊急沿道）:90%（平成31年度）、耐震化率（住宅）:95%（平成32年度））に向けては、防災まちづくりの取組の一層の加速が必要</li> </ul>	<p>(1) 不燃化の加速</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不燃化特区の制度拡充の周知により、平成30年度からは2区増の4区において住替え支援の助成を実施</li> <li>魅力的な移転先の整備事業の先行実施地区として、2地区で実施方針を公表</li> <li>▶ 魅力的な移転先整備事業の次期候補地区を検討</li> </ul> <p>(2) 事業実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)東京都都市づくり公社が防災生活道路の用地折衝をはじめ、マンパワー不足の区の業務をサポート（平成30年度は4区から受託）</li> </ul> <p>(3) 都民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務局の東京都防災アプリにおいて、新たに指定した避難場所の情報を追加更新（29年度は地域危険度及び避難場所の情報掲載）</li> <li>▶ 一層の情報の充実や検索機能の付加等を実施</li> </ul> <p>(4) 地域別の不燃領域率等の情報を見える化</p> <p>(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に倒壊の危険性が高い建築物（Is値0.3未満）の耐震改修等について助成を拡充</li> <li>耐震化推進条例に占有者の責務等を追加</li> </ul> <p>(5) 住宅の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸建住宅の所有者へ働きかけを行う区市町村へ、30年度より耐震改修等に係る補助制度を新設</li> <li>分譲マンションにおいても、区市へのヒアリング等を通じて助成制度の新設や拡充を働きかけ、30年度は4区が補助を拡充</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事交流を通じたノウハウの蓄積や監理団体の活用を通じた事業の加速など、区のサポート体制を整備</li> <li>エリア別の進捗状況（不燃領域率）を発信するなどの積極的な情報公開</li> <li>防災生活道路の拡幅整備や既存コミュニティに配慮した魅力的な移転先の確保による不燃化の加速</li> <li>建物所有者等の耐震化の取組を促進</li> </ul>	



不燃化の加速【分かりやすい情報提供・監理団体の積極的な活用事例】

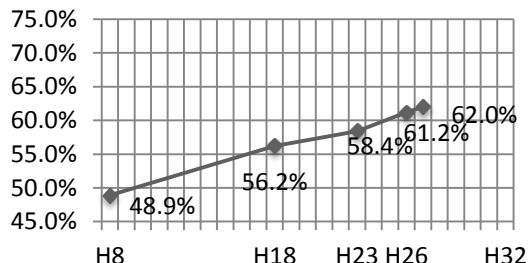
【概要】

- 危険なエリアの情報をスマートフォン等で確認できるようにするとともに、事業の進捗状況についても都民へ分かりやすい方法で情報発信
- 区のマンパワー不足を解消するため、監理団体を活用し、事業を加速

課題

- ・ 様々な施策により不燃領域率は着実に向上

<整備地域(全28地域)全体の不燃領域率の推移>



不燃化の取組を加速させるためには、都民の一層の理解や事業実施主体である区のサポートが必要

(都民の一層の理解)

- ・ 居住エリアは安全なのか
- ・ 不燃化に向けた取組は進捗しているのか (区サポート)
- ・ 事業実施主体の区の担当が多岐にわたる業務を担当しているため、区の人材不足が発生

取組状況

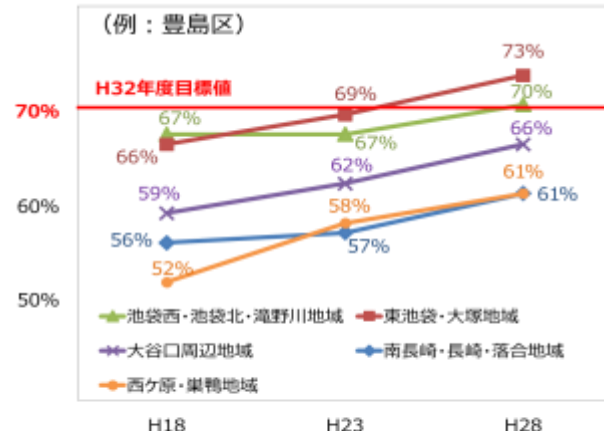
(情報提供の充実)

- 東京都防災アプリにおいて、平成29年度に地域危険度及び避難場所の情報を掲載し、平成30年度には新たに指定した避難場所の情報を追加更新 ⇒スマートフォン等で身近に防災情報を取得
- 地域別の不燃領域率等の進捗について、ホームページ上で見える化 ⇒事業の進捗を都民に分かりやすく発信

<東京都防災アプリに情報掲載>



<地域別の不燃領域率の進捗をHPで見える化>



(監理団体の積極的な活用)

- (公財) 東京都都市づくり公社による、区実施の防災生活道路の用地折衝等の受託の拡大に向け、連携を図りながら、平成30年度の体制を強化 (公社の区部の事務所を増設) ⇒区の不燃化の取組を支援 (平成30年度は4区から受託)

## 【31】省エネルギー・温暖化対策

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>都のエネルギー消費量の2030年目標は、産業・業務部門で2000年比▲30%（▲17.5%）、家庭部門で▲30%（▲2.5%）、再エネ電力利用割合の2030年目標は、30%（11.1%） ※括弧内は2015年度実績</li> <li>①産業・業務部門のうち成果の出ている大規模事業所を除いた中小規模事業所対策、②家庭部門対策及び③再エネ導入拡大に向けた取組が必要</li> </ul>	<p>(1) 中小規模事業者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策ビジネス事業者のPR強化として省エネ提案事例等の広報を強化するとともに、省エネ診断の受診者にビジネス事業者を紹介する取組を実施</li> <li>都内の地域金融機関や経済団体、経営支援団体と連携し、都の省エネ支援策の周知（補助金やグリーンリースの紹介等）を実施</li> <li>地球温暖化対策報告書制度について、優れた取組を行った事業者を評価・公表する仕組みの追加や再生可能エネルギーの利用等に関する報告を求める仕組みを検討</li> </ul> <p>➤ 地球温暖化対策報告書制度の新たな取組に向けた準備</p>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①効果的な事業構築のための実態調査、多様な主体との連携強化、地球温暖化対策報告書制度改正を検討</li> <li>②世代等別のアプローチ手法、古い家電製品の買い替えや効率的な使用を促進する施策展開を検討</li> <li>③都有施設における再エネのショーケース化、再エネ利用率の段階的な引き上げを検討</li> </ul>	<p>(2) 家庭部門対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チームもったいない参加団体と連携し、都民の特性・行動様式に応じた省エネに関する普及啓発を検討</li> </ul> <p>➤ チームもったいない参加団体とより強く連携し、都民が省エネ行動をとりやすい契機を捉えた普及啓発を実施</p> <p>➤ 家電等のCO2排出量を削減するため、長期使用中家電の最新型への買い替えを促す施策に取り組む</p> <p>(3) 都有施設での再生可能エネルギーの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都有施設における再エネ導入の見える化・ショーケース化に向けて、調査等を実施し具体策を検討</li> <li>再エネ電気利用割合の向上にむけ、電気のグリーン購入の入札を推進（再エネ利用率20%以上の電力調達は、192施設で合計33,254kW）</li> <li>見える化・ショーケース化に向け、先駆的設備の導入及び効果検証を実施</li> </ul> <p>➤ 都有施設での再エネ利用率の段階的な引き上げを検討</p>

## 中小事業者へのアプローチ手法の見直し【多様な主体との連携強化・事業者取組意欲喚起の事例】

## 【概要】

- より効果的な事業の構築にむけ、実態把握を十分に行った上で、多様な主体との連携を強化
- 各種支援策が有効に活用され、導入効果の周知により、省エネ機器等の自律的な普及を促進
- 事業者の取組意欲を高め、中小規模事業所での温室効果ガス排出量の削減対策を促進

## 課題

- 都の各種支援策の利用が一部の中小規模事業所に留まる
- 中小企業の経営改善の観点から省エネの取組を促す連携策が必要
- 地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度(82者)を運用しているが、全体的な活動状況を把握していない
- 地球温暖化対策報告書の提出事業者には大企業が含まれるが、削減を促す取組が不十分

## &lt;参考&gt;

- 都内中小事業所  
→約66万所
- 報告書制度義務提出事業所  
→約290者、約23,000所

## 取組状況

## &lt;取組状況&gt;

- 都内金融機関や経営支援団体等（中小企業振興公社など）と連携し、経営改善の観点から、都の中小規模事業者向け各種支援策に関する普及啓発活動を強化
  - 地球温暖化対策ビジネス事業者のPR強化として省エネ提案事例等8件をHP上で紹介
  - 都が実施する省エネ診断事業の受診者に、ビジネス事業者を紹介する取組を実施（4件）
  - 地球温暖化対策報告書制度への新たな仕組みの導入を専門家検討会において議論・検討した上で、パブリックコメントを経て、最終案を公表  
→CO2削減実績に着目し、優れた取組を行った事業者を評価・公表  
→再エネ電力の調達や設備設置など、再エネ利用に関する報告を義務化
- <今後の見込み>
- 地球温暖化対策報告書制度の改正内容について、準備・周知を実施  
→平成31年度に事業者にも周知し、平成32年度に施行予定

主体	都施策の普及啓発
地域金融機関	パンフレット配布(約5,000部) 取引先への啓発依頼
経営支援団体等	情報発信ツールで周知

## 助成事業実績①（オフィスビル）



&lt;地球温暖化対策ビジネス事業者PR資料&gt;

## 【43】福祉人材の養成・確保

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（▶）
平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護分野に焦点を当て、分析を行い、今後の介護人材の養成・確保の方策について検証</li> <li>介護人材に関する課題は、「定着」と「採用」の大きく二つ。「定着」に関する「職場環境の改善」と「処遇改善」、「採用」に関する「ターゲット別のアプローチ」の3点について、支援の強化を検討していく必要がある。</li> <li>事業実施体制について、より効果的な事業実施をできるようにする必要がある。</li> </ul>	<p>(1) 職場環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護事業所を運営する事業者等へのアウトリーチ支援を実施</li> <li>中小事業者による事業協同組合の設立・運営を援助 等</li> </ul> <p>(2) 処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアパス導入促進支援事業の補助対象人数を緩和し、認定者数の増加を図った</li> <li>介護職員の離職率の低下など、事業成果のあった事業者に対する助成制度を導入 等</li> </ul> <p>(3) ターゲット別のアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者の確保に向け、奨学金の貸与を受けた介護職員に対し、返済相当額を手当として支給し、計画的に人材育成に取り組む事業者を支援する事業を開始</li> <li>シニアの確保に向け、退職前の従業員等に対して、介護技術に関する研修等を実施する企業に講師を派遣し、研修受講生が希望する場合には、就職支援を行う事業を開始</li> </ul> <p>(4) 事業実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部と生活福祉部の所管部署を統合・集約し、組織体制を強化</li> </ul> <p>(5) 福祉現場の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都内の高齢・児童・障害サービス分野の事業所や養成施設へのヒアリングを実施し、中長期的な施策の検討</li> </ul> <p>▶ 各事業における効果検証や福祉現場の実態調査の結果等を踏まえ、より効果的な施策を実施していく。</p>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業者への支援強化、区市町村を通じた支援、組織体制の強化など、これまでの分析から明らかになった課題について検討し対策を講じる。</li> <li>中期的な視点に立った対策が必要な課題に対しては、東京都社会福祉協議会、東京都福祉保健財団や東京都福祉人材対策推進機構を活用して実態を把握・検証し、その結果を踏まえて改善していく。</li> <li>今回の分析結果を踏まえ、障害部門・保育部門も同様に見直しを進めていく。</li> </ul>	



職場環境の改善【中小事業者への支援強化・ICT等活用による業務負担軽減事例】

【概要】

- 中小事業者への支援の強化、介護保険事業の運営主体である区市町村を通じた支援の実施を検討していく。
- 業務負担軽減のためのICTの活用や、次世代介護機器の普及促進を検討していく。

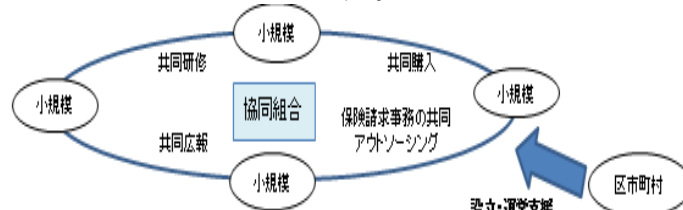
課題

- キャリアパス導入準備のための相談支援事業は、アウトリーチ支援(訪問支援)を採用し、中小事業者も支援を受けやすい工夫をしているが、事業者のやる気の有無に左右されてしまう。
- 居宅系介護事業者の約6割が小規模事業者であり、人材確保や育成等の個別の実施は困難であるが、協同実施のノウハウはない。
- 現場の業務については、書類作成等が煩雑で職員の負担となっており、業務負担の軽減のためのICT活用や次世代介護機器普及策の強化が必要

取組状況

＜中小事業者への支援強化＞

- 人事制度改善等支援事業を平成30年度から開始し、新たに25の介護サービス事業所に支援を行った(平成31年2月時点)。当事業では、集合研修・個別相談の機会を提供することで、各事業所に合った人事制度等の作成又は改善を支援し、これまでキャリアパス導入に取り組みなかった中小事業者の取組促進を図った。
- 区市町村介護人材緊急確保対策事業費補助金の活用により、中小事業者による事業協同組合の設立・運営の支援等を実施し、平成30年度に1自治体支援予定(平成31年2月時点)



＜業務負担の軽減＞

- ICT導入に関する実態調査を実施し、課題を分析。また、次世代介護機器については導入経費の助成を行い、平成30年度に43事業者支援予定(平成31年2月時点)

＜次世代介護機器の活用イメージ＞



## 【45】 中小企業支援

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 創業支援：民間インキュベーション施設の開設が活発化しており、都施設の一部見直しが必要</li> <li>• 経営基盤の強化：相談支援のリーチ率は他県と比較して低いため、情報発信や現場力を強化</li> <li>• 新技術・新サービスの創出：利用者にわかりづらい、類似している事業が存在しているため、情報公開の推進・事業体系の見直しが必要</li> <li>• 販路開拓：「個人消費」「営業力強化」等の課題解決に向け、公社ノウハウを活用した支援を充実</li> </ul>	<p>(1) 「見える化」分析による事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 都のインキュベーション施設、1施設を廃止</li> <li>➤ 都のインキュベーション施設、2施設を廃止</li> </ul> <p>(2) 検証PTの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小企業の現場を熟知する中小企業振興公社と検証PTを設置</li> </ul> <p>(3) 施策の棚卸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施策の現状等を議論（平成30年1月～3月）</li> </ul> <p>(4) 新たな施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 棚卸で把握した施策の現状・課題を踏まえ、次年度予算に向けて議論（平成30年5月～6月）</li> <li>• 7月以降も引き続き、都と公社で意見交換を行いながら、次年度予算の要求内容を精査</li> <li>• 上記を踏まえ、時代や中小企業のニーズに沿った施策を展開できるよう、個別の事業について次年度予算要求に反映。その際、終期を迎えた事業は内容を精査し、新たに構築</li> <li>➤ 主な内容として、開業率の向上に向け、創業に対する意識変革につながるようシニア層に対する支援を充実するとともに、多摩地域での創業支援拠点を整備。事業承継については、親族外承継の充実を図るなど支援を強化。また、ICTの活用促進や成長分野への参入支援、海外展開等についても適宜事業内容を拡充</li> <li>➤ 「東京都中小企業振興ビジョン～未来の東京を創るV戦略～」の内容も踏まえながら、中小企業の事業活動を積極的に後押し</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本分析を平成30年度の予算要求へ反映</li> <li>• 平成30年6月末までに新たな施策の見直しを（公財）東京都中小企業振興公社と共に実施</li> </ul> <p>①施策の棚卸し ②新たな施策の方向性</p>	

## 局と監理団体による施策の見直し【監理団体と連携した施策の棚卸・見直し事例】

## 【概要】

- ▶ 「新たな施策の見直し」については、現場の生の情報や支援ノウハウを持つ東京都中小企業振興公社と共に実施

## 課 題

- 中小企業支援の施策検討に当たっては、個別事業では都と中小企業振興公社の事業担当者同士で現状や課題を洗い出し、予算要求に向けて調整を行っていたが、施策単位での視点による議論が十分ではなかった
- 中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中、中小企業のニーズを的確に捉えた新たな中小企業支援策を展開していくためには、都と現場を熟知する監理団体との間で施策単位においても十分な議論を重ねる必要がある

## 取 組 状 況

● 現場を熟知する中小企業振興公社と検証PTを設置

- ① 検証PTにおいて施策の棚卸（平成30年1月～3月）：  
経営基盤強化、販路開拓、技術支援、創業支援の施策の現状等について議論
  - ② 棚卸で把握した施策の現状・課題を踏まえ、新たな施策の方向性を議論  
（平成30年5月～6月）
  - ③ 施策の見直し
- （例）創業支援の現状等について議論
- ① 都内開業率の更なる向上に向け、支援対象地域と年齢層に着目
  - ② これまでの取組のブラッシュアップに加え、「多摩地域」「シニア層」という新たな視点から効果的な創業支援策を検討
  - ③ 多摩地域における開業率の向上を図るため、起業に向けた各種支援を行う創業支援拠点を多摩地域に整備  
また、シニア層が働き方の選択肢として起業を考えられるよう支援するとともに、実際の起業に向けて後押し



＜PTでの議論＞



## インキュベーション施設の廃止【既存事業のスクラップ事例】

## 【概要】

- 老朽化したものや、入居率が低く、他の施設・サービスで代替可能なインキュベーション施設を廃止
- インキュベーション施設については、地域に根ざした創業に向けて区市町村が運営する施設や、民間の施設の整備を促進

## 課 題

- 都内では、区部を中心に民間事業者や自治体によるインキュベーション施設の開設が活発化しており、オフィススペースの提供のみならず、ソフト面のサービスを含めた多様な機能を提供している
- 都が運営するインキュベーション施設は、老朽化し今後継続的な運営を進めていくためには、改修費用が必要になるものが存在。これらの施設の中には、入居が半数を下回るなど入居率の低いものが存在

## 取 組 状 況

- 平成30年度に1施設（タイム24）、平成31年度に2施設（ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA、ベンチャー・KANDA）を廃止し、**約2.9億円の経費削減効果**を見込む。
- 区市町村が運営する施設や、民間の施設の整備を促進



## 【51】 道路管理事業

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理コストは、舗装の高機能化や道路の安全対策を積極的に行っており割高</li> <li>現在の執行状況で、都道全線が無電柱化するためには、約100年、約1.2兆円が必要</li> </ul>	<p>(1) 執行体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路巡回点検業務について、組織人員体制等を考慮した上で、非常勤職員の活用・民間委託の双方を活用した執行体制として実施</li> </ul> <p>(2) 舗装の高機能強化の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に舗装の高機能化を実施</li> </ul> <p>(3) 予防保全型管理の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁・堀割道路等の予防保全型管理の導入を検討</li> </ul> <p>(4) 監理団体の活用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無電柱化事業の加速化に向けて、監理団体等の更なる活用を検討</li> <li>➤ 監理団体等への発注規模拡大と実施体制を強化（監理団体において、工事本格化に伴い、多摩地域に工事事務所を新設）</li> </ul> <p>(5) 技術イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コスト縮減や工期の短縮に向けて、各電線管理者と無電柱化低コスト技術検討会を設置し検討</li> </ul> <p>(6) 面的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月に東京都無電柱化計画を策定</li> <li>30年度は「無電柱化チャレンジ支援事業制度」による区市町村への支援が39区市(予定)に拡大（29年度実績：17区市）</li> </ul> <p>(7) ICTの積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドローンの山岳道路斜面点検への活用を検討</li> <li>住民協働の手法について他都市の状況等を調査</li> <li>➤ 31年度に山岳道路斜面定期点検にドローンを活用。住民協働の導入に向けて、試行の実施及びシステム改修</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行体制の見直しや予防保全型管理の他施設への応用により維持管理コストを抑制</li> <li>無電柱化については、コスト縮減と体制強化により整備期間を短縮</li> </ul>	

ICTを活用した道路維持管理【ICTや新技術の活用事例】

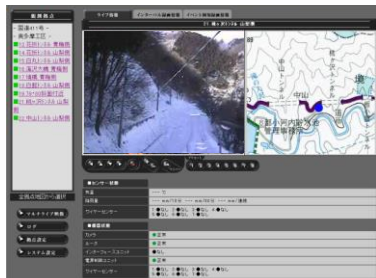
【概要】

➤ 維持管理業務のICT化による省人化・合理化を図る取組を検討

課題

(これまでのICT活用)

- ITVカメラ  
山岳道路やアンダーパス部の積雪・豪雨時における道路への被害情報を監視



- ICTタグ  
新宿副都心4号線などにおいて、ICTタグを活用した道路施設点検を実施



ICT等の新技術の積極的な活用により生産性を向上

取組状況

- **ドローンの活用**  
山岳道路斜面定期点検の一部に活用（平成31年度）  
⇒（期待できる効果）  
危険箇所の点検が可能、精度向上
- **道路施設台帳の3D化**  
実用化に向けた検討（平成31年度）  
⇒（期待できる効果）  
設計における測量業務の削減  
施設状況を正確に把握でき、都民からの問合せに対して迅速に対応
- **住民協働による道路維持管理**  
試行の実施及びシステム改修（平成31年度）  
⇒ 住民通報アプリにより道路情報等を収集し対応するなど、ICTを活用したインフラ維持管理のプラットフォームを構築



住民

道路状況の通報



道路画像を送信



東京都

内容精査



補修工事



## 【58】 視察船事業

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（▶）
平成 29年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者層に偏った利用（60代以上が約75%）</li> <li>・ H P、予約システムが分かりにくい</li> <li>・ 視察船活用ニーズはいまだ掘り起し余地あり</li> <li>・ 経費節減の取組が不足</li> <li>・ 新船の調達方法： 都度傭船⇒運用×、コスト○ 通年傭船⇒運用○、コスト× 新造船建造⇒運用○、コスト△</li> </ul>	<p>（1）事業運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユース、ファミリー等への利用者層の拡大（15歳以上→土曜を含む一定期間は小学生以上+計4回の親子乗船会を企画）、土曜日運航の拡大（28年度：18週(36回)→30年度：38週(76回)(見込み)）</li> <li>・ 予約システムをスマートフォン対応へ改善（H Pについては、報告前に改善済）</li> </ul> <p>（2）事業経費の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連する他局事業と連携した視察船の有効活用（国際会議後のアフターコンベンション(環境局)や海外からの研修生の受入れ(都市整備局)等）</li> <li>・ 案内等業務委託の委託方法見直し（特命随意契約→競争入札(総合評価方式)）、定期修繕等業務の精査により、経費の抑制に努めるとともに利用者数の増を達成(4～12月利用者数 28年度：12,565人→30年度：14,786人)</li> </ul> <p>（3）新造船の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 船の調達：平成31年度中に新造船を導入予定</li> <li>▶ 利用の拡大：新造船導入後の平日運航は、現状2回/日から原則3回/日の運航に変更する。また、企画乗船会などにより運航ルートも多様化させる。</li> <li>▶ 経費の縮減：各委託業務の内容を精査し、運航回数増に伴うランニングコスト増を縮減するとともに、利用者数を増加させることにより、一人当たりコストの縮減を目指す。</li> </ul>
	改革 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者層拡大、土曜日運航拡大</li> <li>・ スマートフォン対応、分かりやすいH P作り</li> <li>・ 関連する他局事業と連携した視察船の有効活用</li> <li>・ 1利用者当たりコストの縮減</li> <li>・ 新造船の有効活用（利用の拡大、経費の縮減）</li> </ul>	

## 視察船事業の改善【利用者サービス充実・効率的な運営の事例】

## 【概要】

- 事業運営の改善：①ユース、ファミリー等への利用者層の拡大、土曜日運航の拡大②スマートフォン対応への改善、利用者視点に立った分かりやすいページづくり
- 事業経費の改善：①関連する他局事業と連携した視察船の有効活用、②案内等業務委託の委託方法見直し、利用者拡大等による一人当たりコストの縮減
- 平成31年度中に新造船を導入し、運航回数増やコースの多様化により利用の拡大を図るとともに、ランニングコストの抑制や利用者数増により一人当たりコストを縮減

## 課 題

- ・高齢者層に偏った利用（60代以上が約75%）
- ・予約システムが分かりにくい
- ・視察船活用ニーズはいまだ掘り起し余地あり
- ・経費節減の取組が不足



＜現行視察船＞

## 取 組 状 況

- 平成30年3月から対象を従来の15歳以上から小・中学校の春・夏休み期間及び土曜日は**小学生以上に拡大**。また、平日だけでなく、**原則、土曜日も運航し回数を増加**（28年度：18週(36回)→30年度：38週(76回)(見込み)）
- 平成30年2月から**スマートフォンからの予約が可能となるよう改善**（HPについては、報告前に改善済）
- 平成30年度は国際会議後のアフターコンベンション（環境局）や海外からの研修生の受入れ（都市整備局）等で活用
- 案内等業務は、特命随意契約から競争入札(総合評価方式)に見直し。定期修繕等業務は、検査機関による検査・修繕について、廃船を条件に必要最低限となるよう、検査機関と調整し、経費の抑制に努めるとともに**利用者数の増を達成**(4～12月利用者数 28年度：12,565人→30年度：14,786人)
- 平成31年度中に新造船を導入予定。更なる利用者数増に向けた取組を推進



＜スマートフォンからの予約画面＞



## 【59】 会計管理事務

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（▶）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不適正な事務処理は減少傾向にあり、事故等につながり得るものが半数程度。不適正処理の背景は、各局職員の知識・意識不足、事務負担など。</li> <li>• 職員による現金支出額は平成28年度約60億円。現金の取扱いは、紛失や横領等の事故リスクが高い。</li> <li>• 新公会計制度について、特長を生かしたミクロ面での更なる活用が求められる。</li> </ul>	<p>(1) 会計事務の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務プロセスの改善（BPR）やICT活用による省力化・効率化に向け、会計事務簡素化・電子化の骨子を作成</li> <li>▶ 骨子に則り、取組を推進</li> <li>• 平成32年度に導入される内部統制制度を見据え、リスク評価手法等を検討</li> <li>▶ 導入に向け、リスク評価や検査の見直しを実施</li> </ul> <p>(2) キャッシュレス化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支出（資金前渡）については、ブランドデビットカードの使用を試行（平成31年1月～）</li> <li>▶ 試行拡大・検証を踏まえ、平成32年度に原則キャッシュレス化を本格実施</li> <li>• 収入（使用料・手数料）について、特に利用者が多く、インバウンド利用が想定される主な施設等へクレジットカード等を導入。その他の使用料や行政手続きの窓口等における手数料へのキャッシュレス決済の導入について、今後の導入方針を決定</li> <li>▶ 各局のキャッシュレス収納の導入に向けた支援を実施</li> </ul> <p>(3) 新公会計制度のミクロ面での活用を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他自治体における財務諸表の活用事例について各局への情報提供及び問合せ対応を実施</li> <li>• 新公会計制度の運用・活用に係る都内自治体等との意見交換会を夏期、冬期に実施</li> <li>▶ 財務会計システムの改修（事業別財務諸表作成支援）を平成31年度に実施</li> <li>▶ 他自治体との連携による活用手法の研究を紹介する等、各局へ情報提供を実施</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの取組から方向性の転換を図り、検査体制の見直し、業務プロセスの改善（BPR）、ICT活用による省力化・効率化を推進</li> <li>• 代替手段等の対応方針を決定し、原則キャッシュレス</li> <li>• 新公会計制度の活用推進に向け、各局を支援し、自治体間連携を促進</li> </ul>	

## キャッシュレス化の推進【キャッシュレス化による業務改善事例】

## 【概要】

- 代替手段等の対応方針を決定し、原則キャッシュレスとする

## 課 題

紛失や横領等の事故リスクが高い、現金の取扱いが残存

## 【支出】

- 資金前渡
    - …支払手段の拡大には規定等の見直しが必要
  - 概算払旅費
    - …口座振替の導入には規定等の見直しが必要
  - 宿泊を伴う確定払旅費・特別職非常勤職員の旅費
    - …会計管理局協議の見直しが必要
- ※給与・報酬・児童手当については、口座振替導入済

## 【収入】

- 使用料・手数料
    - …導入効果（都民サービスの向上等）の考え方や今後の導入の進め方について整理が必要
- ※都税については、多様な手段を導入済

## 取 組 状 況

＜取組状況＞ ※「しごと改革」の中で実施

- 宿泊を伴う確定払旅費、特別職非常勤職員の旅費については原則キャッシュレス化
- 資金前渡については、現金支払に加えて、ブランドデビットカード（※）の使用を試行（平成31年1月～）



※カード利用と同時に銀行口座から代金が引き落としされるカード。クレジットカード対応店舗で利用可能

- 収入（使用料・手数料）について、特に利用者が多く、インバウンド利用が想定される主な施設等へクレジットカード等を導入。その他の使用料や行政手続の窓口等における手数料へのキャッシュレス決済の導入について、今後の導入方針を決定

＜今後の取組＞ ※「しごと改革」の中で実施

- 概算払旅費については、平成31年度より口座振替を導入
- 資金前渡については、**平成32年度の原則キャッシュレス本格実施に向け、ブランドデビットカードの試行拡大・検証を実施**
- 平成31年度までに利用者が多い主要施設のキャッシュレス決済導入を完了
- 行政手続のオンライン化とも連携し、手数料のキャッシュレス化を推進
- **QRコードによる決済等の活用に向けた実証実験・検証を実施**



## 【60】 学校運営・支援

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都立学校・区市町村立学校現場へは、次の支援内容が求められている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>－人材バンク機能の充実・強化</li> <li>－教職員研修等の企画機能の充実・強化</li> <li>－学校教育支援業務の充実・強化</li> <li>－教育委員会支援業務の充実・強化</li> <li>－学校事務・施設管理業務のセンター化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることを踏まえ、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定</li> <li>• さらに、教員の負担軽減と教育の質の向上とを両立する効果的・効率的な学校支援体制のあり方について検討し、以下の3つの取組を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校に対する人的・財政的支援                   <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員の授業準備や部活動指導等に係る負担を軽減するため、学校における多様な人材の配置等について人的・財政的支援を実施</li> <li>➤ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの配置を拡充</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	改革 の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5つの支援内容は相互に関連しているため、一つの組織で一体的・継続的に行われることが効果的である。</li> <li>• 監理団体は有効な手法と考えられるが、引き続き他の選択肢を含め検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 新財団の設立               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員の負担を軽減するとともに、教育の質の向上を図るため、多角的に学校を支援する新たな外部組織の設立を検討</li> <li>• 新たな組織において、①多様な人材を安定的に確保する機能、②教員サポート機能、③学校の事務センター機能、の3つの機能を柱とした事業を展開することを検討</li> <li>➤ 平成31年度中に基本財産へのお返しを行い、新たな監理団体（一般財団法人）を設立し、平成32年度から業務を開始</li> </ul> </li> <li>(3) 国への提案               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校における働き方改革の実現に向け、財政的支援の充実や勤務条件の弾力化等を国に提案</li> <li>➤ 財政的支援の充実や勤務条件の弾力化等を引き続き提案</li> </ul> </li> </ul>

教員の負担軽減・教育の質の向上【効果的な学校支援体制の検討事例】

【概要】

- 学校における働き方改革を推進するため、都教育委員会として多様な取組を複合的に実施
- 「教員の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、平成31年度に新たな監理団体を設立し、都教育委員会と協同して、多角的に学校を支援

課題

● 教員の過重労働  
→ 教育の質の低下を招きかねない危機的状況

■ 「過労死ライン」の教員が多数存在し、月当たりの超過勤務相当の時間数は他職種等を大幅に上回る

	小学校	中学校	高校	特支	都本庁	民間	省庁
(時間/月)	70	96	46	51	22	16	29

■ 学校がブラック職場視され、教員採用選考の受験倍率も低下

年度	小学校	中・高	特支
平成26	4.1	9.4	4.9
平成31	1.8	4.5	2.9

- 学校教育には多様な人材が必要だが、確保が困難
- 豊富な経験やスキルをもつ地域人材等の活用が不十分

取組状況

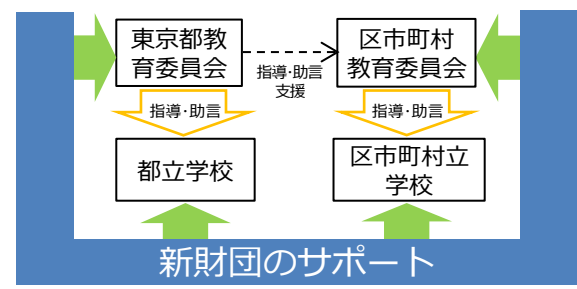
- 「学校に対する人的・財政的支援」「新財団の設立」「国への提案」といった多面的なアプローチにより、学校の働き方改革を推進

新財団の設立について

- 学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援機関を平成31年度に設立

**新財団の機能**

- 「人材バンク」の設置等による多様な人材を安定的に確保する機能
- 国際交流等に係る交渉等の代行や相談窓口の新設による教員サポート機能
- 共通処理が可能な学校事務を集約して効率化を図る学校の事務センター機能



- 財団設立に合わせて、都教育委員会の業務を見直し、効率的な執行体制を検討

機能	31年度	32年度	33年度	34年度
多様な人材の確保	設立 ・設立登記 ・業務実施準備等	本格実施		
教員サポート		一部実施 その他業務準備	本格実施	
学校の事務センター		一部実施 その他業務準備	本格実施	

- 教員OB等の高齢者を活用しつつ、都内公立学校における教員の業務負担を軽減するとともに、教育の質を向上

## 【62】 救急活動

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他都市と比べると心肺停止傷病者の1か月生存率（11.9%）は、全国平均（13.0%）を下回っている。</li> <li>• 傷病者に対して、いかに早く応急処置を実施し、適切な治療を受けられる病院に引き継ぐか、「組織の戦略」と「現場のパフォーマンス」の両面からの検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者に重点をおいた普及啓発や更なる需要抑制策の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「#7119」東京消防庁救急相談センターのポスターやマグネットシートを地域包括支援センター、救急相談センター協力医療機関へ配布</li> <li>➤ 高齢者を中心に、広報対象者に応じた効果的な広報手段の展開</li> <li>➤ 「#7119」を前面に出した統一的でわかりやすい広報の実施</li> <li>➤ 東京消防庁救急業務懇話会からの答申に基づいた高齢者救急需要への取組の推進（心肺蘇生を望まない傷病者への対応、高齢者予防救急方策、救急利用者情報登録制度）</li> </ul> </li> <li>(2) 救急隊の増隊・機動的運用               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 救急隊6隊増隊（平成30年度）</li> <li>• 消防署における救急隊の機動的な運用の試行（町田消防署）</li> <li>➤ 道路狭隘地域における現場到着時間短縮を図るため、機動性が高く環境性能に優れる小型EVを活用したファーストエイドチームの創設</li> <li>➤ 日中の救急需要が多く、現場到着に時間を要する地域において、日中の運用に特化したデイトタイム救急隊の創設</li> <li>➤ 増大する救急需要に対応するための救急隊の増隊</li> <li>➤ 要請件数が多い地域、時間帯によって出場件数が変化する地域において救急隊の機動的運用を検討</li> </ul> </li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者に重点をおいた普及啓発や更なる需要抑制策の検討（「#7119」東京消防庁救急相談センター認知率の目標値（平成34年）を60%に設定）</li> <li>• 救急隊の増隊・機動的運用（平成32年までに出場からの現場到着時間7分を目標とする。）</li> <li>• 救命講習の受講促進と口頭指導の実施体制の検討（公共の場における応急手当実施率を平成34年に70%とすることを目標とする。）</li> <li>• 病院や関係局との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救命講習の受講促進と応急手当の実施率向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 応急手当奨励制度の応急手当普及員等による救命講習自主開催のために制度改正を実施</li> <li>• 各消防署や出張所で開催する救命講習に加え、固定会場で講習を実施</li> <li>➤ 既受講者への応急手当意識調査による効果的な指導方策の検討及び実施</li> <li>➤ 口頭指導を119番受付時から継続して実施する体制の検討</li> </ul> </li> <li>(4) 病院や関係局との連携強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 転院搬送における救急車の適正利用に関する検証委員会を開催</li> <li>➤ ICTを活用した傷病者情報の共有についての調査委託</li> </ul> </li> </ul>

救命講習の受講促進と応急手当の実施率向上【受講促進のための制度改革・受講者の利便性向上事例】

【概要】

- 公共の場における応急手当実施率を2022年に70%（平成28年（2016年）：約64%）とすることを目標とするため、救命講習の受講促進と口頭指導の強化を行う。

課題

- ・ 応急手当受講者数は全国平均を上回っているが、周りの人が急病やけがをしたとき何をしたらよいかかわからず、応急手当を実施しないと答える都民が約67%
- ・ 傷病者の周辺にいる一般市民（バイスタンダー）による応急手当実施率（約44%）は、全国平均（約56%）より低い。



- ◆ 応急手当の知識技術を普及するため救命講習の更なる受講促進が必要
- ◆ バイスタンダーが適切に応急手当を実施出来るよう、口頭指導の強化が必要

<参考>

公共の場における応急手当の実施率約64%（平成29年）

取組状況

- 応急手当奨励制度の応急手当普及員等による救命講習の開催（自主開催）を可能とする制度改革を平成30年4月に実施

改正前の開催主体

消防職員・委嘱を受けた消防団員に制限

改正後の開催主体

消防職員・委嘱を受けた消防団員及び応急手当奨励制度の普及員等



→ 自主開催による救命講習は、事業所を中心に37件実施、受講者計340名が受講（平成31年1月末現在）

- 各消防署や出張所で開催する救命講習に加え、平成30年度は新たに都心部の駅直近に固定会場を設け、連続13日間計39回講習を実施

→ 日程及び会場の選択肢が増えたことでより多くの都民が講習を受講（1,635人受講）

- バイスタンダーの不安を解消し、応急手当の実施につなげるため、119番受信時からの継続した口頭指導を行うために必要な体制について分析を行い、課題抽出を行った。平成31年度以降、引き続き検討していく。

<救命講習自主開催の様子>



<固定会場での救命講習の様子>





【66】 発電

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況 (・) と31年度以降の取組 (➤)																							
平成29年11月	分析要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通局、監理団体、民間事業者の三者で運営。平成27年度の収入は15.7億円、経常利益は5.9億円。</li> <li>再生可能エネルギー事業や環境保全事業など様々な用途に利益剰余金を活用している団体もある。</li> <li>発電施設・設備の老朽化が進んでおり、今後大規模更新が必要な状況。施設の健全度を把握した上で、更新計画を策定する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の経営の方向性について検討の深度化を図るため、公募による事業者説明会を実施する等の取組を進めた。</li> <li>これまで蓄積した健全度調査の結果を整理したうえで、平成31年3月、多摩川第一発電所の更新計画を策定。また、多摩川第三発電所の更新計画策定に向けた調査を開始した。</li> <li>➤ 直営継続、コンセッション方式の導入、民間譲渡について、民間事業者との予備的対話（サウンディング）を進めながら検討を深度化し、多摩川第三発電所の更新計画策定後に望ましい方向性を比較検討していく。</li> </ul>																							
	改革の方向性	<p>直営継続、コンセッション方式の導入、民間譲渡について、今後民間事業者との予備的対話（サウンディング）を進めながら検討を深度化し、更新計画策定後に望ましい方向性を比較検討していく。</p> <p>(今後のスケジュール)</p> <table border="1" data-bbox="270 978 966 1306"> <thead> <tr> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>~</th> <th>2020年代半ば</th> <th>2030年頃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">現行体制の更なる効率化</td> <td colspan="2">工事着手までに方針決定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">局内体制検討・予備的対話準備</td> <td colspan="3">コンセッション及び民間譲渡の実施可能性調査(予備的対話(サウンディング))</td> <td colspan="3">経営の方向性選択肢比較検討</td> </tr> </tbody> </table>	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	~	2020年代半ば	2030年頃	現行体制の更なる効率化						工事着手までに方針決定		局内体制検討・予備的対話準備		コンセッション及び民間譲渡の実施可能性調査(予備的対話(サウンディング))			経営の方向性選択肢比較検討		
2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	~	2020年代半ば	2030年頃																			
現行体制の更なる効率化						工事着手までに方針決定																				
局内体制検討・予備的対話準備		コンセッション及び民間譲渡の実施可能性調査(予備的対話(サウンディング))			経営の方向性選択肢比較検討																					

## 経営の方向性にかかる検討【事業の運営手法等の検討事例】

## 【概要】

- 事業を取り巻く環境を踏まえ、今後の経営の方向性について、直営継続・コンセッション方式・民間譲渡の3つの選択肢を比較検討する。
- 上記3つの選択肢について、今後民間事業者との予備的対話（サウンディング）を進めながら検討を深化し、更新計画策定後に望ましい方向性を比較検討していく。

## 課題

- 東京都交通局の発電施設・設備は、老朽化が進んでおり、今後大規模更新が必要な状況
- 多摩川第一、第三発電所について、施設の健全度を把握した上で、更新計画を策定する必要がある
- 国において「非化石価値取引市場」の創設の検討が進行中
- 民間企業においても水力等再生可能エネルギー由来の電力の価値に着目した動きがあり、市場動向は不透明



- ◆ 事業を取り巻く環境を踏まえ、今後の経営の方向性について、直営継続・コンセッション方式・民間譲渡の3つの選択肢の比較検討が必要

## 取組状況

- 資料作成等、予備的対話の準備に必要な作業については委託を活用しながら、平成31年1月・2月、公募による事業者説明会を実施  
…事業者説明会には17社が参加し、事業者の意見から水力発電由来の再エネ価値の高まりが注目されていることが確認できた。一方で、コンセッション方式を導入する場合、発電用の使用水量は、水道局の水運用等を踏まえて決定する必要があるなど、水運用の制約が大きいことによる収益性向上への懸念が示された。また、現状黒字である事業を民間へ譲渡することに、都民からの理解を得られるか疑問視する声もあった。
- これまで蓄積した健全度調査の結果を整理し、平成31年3月、水車設備や変電設備等の更新を行うことを内容とする多摩川第一発電所の更新計画を策定。また、多摩川第三発電所の更新計画策定に向けた調査を開始した。

## ＜更新計画等スケジュール＞

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	～	2020年代半ば	2030年頃
多摩川第一発電所	詳細調査		更新計画策定					工事着手(想定)	
多摩川第三発電所			詳細調査			更新計画策定			工事着手(想定)

## 【68】工業用水道

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（▶）
平成 29年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な給水区域にユーザーが点在しており、効率的な事業運営が困難な構造</li> <li>・ ユーザー件数が減少していること等により、契約水量が大幅に低下</li> <li>・ 施設の統廃合や職員数の削減など様々な経営努力に取り組むも、厳しい経営状況</li> <li>・ 他都市との比較により、経営に係る構造的な課題を分析</li> </ul>	<p>(1) 工業用水道事業の廃止を含めた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業用水道事業の抜本的な経営改革については、関係局の検討に加え、「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」で検討を進めてきた。</li> <li>・ 平成30年6月、有識者委員会報告書が取りまとめられ、工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期が迫る一方、今後も需要の増加が見通せず、廃止すべきと提言された。</li> <li>・ また、事業廃止に当たり、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、支援策を講じるべきとされている。</li> <li>・ こうした提言も踏まえ、事業廃止に向けた動きを進めることとし、平成30年7月から利用者を個別訪問して、支援策について意見等を伺った。</li> <li>・ これらの意見等も考慮し、平成30年9月に「工業用水道事業の廃止及び支援計画（案）」を策定し、平成30年第三回都議会定例会で「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」を提案、可決され、平成34年度末をもって事業を廃止することとなった。</li> <li>▶ 支援計画（案）に沿って、利用者の事業経営等への影響を最小限にとどめるため、上水道への切替えに伴う支援をきめ細かく進める。</li> <li>▶ 事業廃止に係るコストについても、浄水場跡地の活用や、配水管の他用途への転用など、可能な限り資産の有効活用を図り、縮減を図っていく。</li> </ul>
	改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要は、今後も減少の見通し</li> <li>・ 事業開始から50年以上が経過し、施設の延命化による対策は限界</li> <li>・ 事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について、関係局で検討を進める。</li> </ul>	



## 工業用水道事業の廃止を含めた検討【事業のあり方の抜本的な見直し事例】

## 【概要】

- 事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について、関係局で検討

## 課 題

- 広範な給水区域にユーザーが点在しており、効率的な事業運営が困難な構造
- ユーザー件数が減少していること等により、契約水量が大幅に低下。需要は、今後も減少の見通し
- 施設の統廃合や職員数の削減など様々な経営努力に取り組むも、厳しい経営状況
- 事業開始から50年以上が経過し、施設の延命化による対策は限界

腐食した工業用配水管の例

場所：練馬区東原0丁目  
管種：初期ダクタイル鉄管  
口径：250mm  
使用年数：昭和40年度(44年経過)  
漏水時期：平成27年10月20日



## 取 組 状 況

- 事業の廃止を含めた抜本的な経営改革について、関係局での検討に加え、「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」で検討
- 平成30年6月、有識者委員会から事業廃止の提言
- 平成30年7月から利用者への個別訪問を実施し、伺った意見等も踏まえ、同年9月に「工業用水道事業の廃止及び支援計画（案）」を策定
- 平成30年第三回都議会定例会において、「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」が可決し、平成34年度末で事業廃止することが決定
- 平成31年度以降は、支援計画（案）に沿って、以下のような利用者への支援をきめ細かく推進

事項	内容
料金差額補填 ※	上水道への切替えに伴う利用者の経済的負担を緩和するため、工業用水道料金と上水道料金の差額を一定期間補填（料金据置期間の後、激変緩和期間に段階的に料金引上げ）
上水道への切替工事（平成34年度末まで）	現在、布設されている工業用水道給水管の撤去及び上水道給水管の設置工事について、都の費用負担で実施
塩素除去装置設置	上水道に含まれる塩素が生産活動に影響を及ぼす等の理由から設置を希望する利用者を対象に、都の費用負担で設置
節水対策	上水道への切替えに伴う料金対策として、水の循環・冷却の設備等を都の費用負担で設置（補助要件の詳細は料金据置期間中に決定）
経営・技術支援	経営・技術に関する相談に対応するため、中小企業のお客さまを対象に無料の経営相談窓口を設置

※工業用水は2038年度末、一般雑用水及び集合住宅のトイレ用水は2030年度末まで

## 【69】 下水道事業

報告月	報告書要旨		これまでの取組状況（・）と31年度以降の取組（➤）
平成 29年 12月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後20年間で、下水道管の老朽化の山が来るため、対策に要する事業費が拡大</li> <li>2050年には、現在の1.3倍の回数で豪雨（50ミリ超/h）が発生し、浸水対策等の対応強化が求められる。</li> <li>2030年以降の人口減少に伴い、下水道料金収入が減少する見込み</li> <li>さらなる生産性向上やコスト縮減の努力が必要</li> </ul>	<p>(1)さらなる企業努力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設から維持管理までのトータルコストの縮減</li> <li>・コスト縮減を進める技術や工法を積極的に開発・採用するとともに、電力使用の抑制を一時的に図るデマンドレスポンスの取組を推進するなど、建設費だけではなく維持管理費も含めたコストを縮減</li> <li>○資産の有効活用</li> <li>・土地・建物の貸付等により、収入の確保に努めるとともに、さらなる資産の有効活用に向けた手法を検討</li> </ul> <p>(2)新たな視点での見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性を上げる運営手法の検討</li> <li>・下水道局と監理団体（東京都下水道サービス株式会社）との役割分担の見直しと併せて、直営や現在の業務委託も含め、包括的民間委託やコンセッション方式などの様々な施設運営手法について、経済性だけではなく安定的なサービスの提供といった観点も重視し、幅広く検討</li> <li>・検討期間（平成30～32年度）の初年度である30年度は、予備的調査を実施（包括的民間委託やコンセッション方式など施設運営手法に関する国内外及び他事業の文献調査・現地調査等）</li> <li>➤引き続き、さらなる企業努力に努めるとともに、新たな視点での見直しとして、平成31・32年度は前年度までに実施した調査の結果を踏まえ、詳細な調査・研究を実施</li> </ul>
	改革 の方向性	<p>(さらなる企業努力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設から維持管理までのトータルコストを縮減</li> <li>・資産の有効活用</li> </ul> <p>(新たな視点での見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性を上げる運営手法の検討</li> <li>施設ごとに包括的民間委託やコンセッション方式などの新たな運営手法を検討</li> </ul>	

デマンドレスポンスの取組【電力安定化・コスト縮減などの効率化事例】

【概要】

- 施設運営手法の検討（平成30年度:予備的調査）とともに、さらなる企業努力として、コスト縮減を進める技術や工法を積極的に開発・採用
- 電力使用の抑制を一時的に図るデマンドレスポンスの取組を推進するなど、建設費だけではなく維持管理費も含めたコストを縮減

課題

- 汚水の処理には大量の電力が必要であり、下水道局は都内の電気使用量の1%強に当たる電気を使用
- これまでも水再生センターなどにおいて省エネ・創エネを推進し電力使用を抑制  
 <太陽光発電設備> <小水力発電設備>

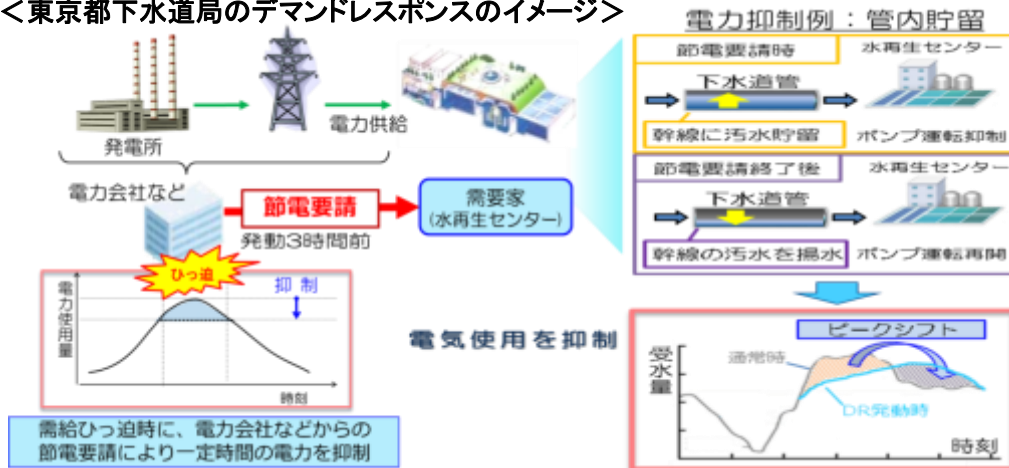


- さらなる電気使用の抑制やコスト縮減を図っていく必要
- 電気需給ひっ迫時の電力使用抑制による社会的貢献

取組状況

- 平成30年1月から2月までの大雪と寒波による東京電力管内の電力ひっ迫時に節電要請を受け、デマンドレスポンスに取り組み、8か所の水再生センターにおいて、電気使用を抑制（1万キロワット強 家庭3,500軒分）  
 ⇒首都圏の電力安定供給、大規模停電の未然防止に貢献  
 （国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」を受賞）

- 平成30年度は流域を含め、21か所の水再生センター等に対象を拡大  
 <東京都下水道局のデマンドレスポンスのイメージ>



【電力使用の抑制を一時的に図るデマンドレスポンスの取組】

電力ひっ迫時において流入する汚水を下水道管内に貯留し、揚水ポンプを一時的に停止するなどの工夫をして、電力使用を一時的に抑制（ピークシフト）

## 【8】人権啓発 【9】区市町村

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
人権啓発 【8】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発のより一層の効果的な実施に向け、3つの視点から現状と課題を分析</li> <li>①テーマ設定：過去3年では、性自認・性的指向、ヘイトスピーチ関連に係る啓発が少ない傾向にあることから、東京2020大会を契機に、個別の人権課題に係る啓発の充実が課題</li> <li>②対象者：20・30代等の若年層で人権を意識していない割合が高く、都の啓発行事参加者は40歳以上が6～9割を占めていることから、よりターゲットを意識した啓発行事の検討と広報の工夫が課題</li> <li>③啓発拠点：人権プラザ・人権啓発センターは専門性とネットワークを生かした事業を実施しており、来館者増に向け、センターの特色を生かしながらプラザの機能を有効活用していくことが課題</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新たな人権課題（性自認・性的指向を理由とする不当な差別の解消、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消）への理解を深めるための啓発の取組を推進する。</li> <li>②子育て世代や新社会人を中心とした20代・30代に焦点を当て、啓発の取組を重点的に推進する。</li> <li>③人権プラザのPR強化やアウトリーチ型の啓発を充実させることにより、人権プラザの認知度を高め、プラザの利用者・利用団体の増加を図り、都民の人権課題への理解・関心を高める。</li> </ul>
区市町村 【9】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢社会の到来を見据え、都内区市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくための方策を探ることが喫緊の課題</li> <li>62区市町村の人口推計を個別に分析した上で、7つのエリア（特別区・多摩5エリア・島しょエリア）に分け、5つの観点（①少子高齢化 ②地理 ③社会基盤・インフラ ④産業 ⑤自治体行政）で、各エリアの現状と課題を多角的に分析</li> <li>全国・都内の取組事例を、4類型（①団体の創意工夫による取組 ②事務の共同処理・委託等 ③民間・地域との連携 ④基礎自治体と都道府県との連携）に分類して紹介</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析によって浮き彫りになったエリアにおける課題の解決に資する、全国・都内の取組事例を紹介することで、行政サービスの持続可能な提供を確保するための検討の一助とする。</li> </ul>

## 【10】防災・災害応急対策

## 【11】公立大学法人首都大学東京

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
防災・災害応急対策 【10】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の被害を最小限に抑えるには、自助・共助・公助の各主体が平時から災害対応力を高めておくことが必要</li> <li>平成30年度の都域外の大規模災害の教訓等を踏まえ、約200項目の防災事業について緊急総点検を行い、12分野の対策を強化</li> <li>自助・共助については、意識啓発の取組を継続的に行ってきたが普及は十分でなく、緊急総点検の中でも、災害の脅威に対する理解不足から逃げ遅れ等の問題が発生している現状</li> </ul>
		改革 の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助の推進に向け、ターゲットを絞った都民への普及啓発を行うとともに、地域防災活動を支える団体への支援や、その団体の核となる多様な防災リーダーの育成を推進</li> <li>【都民の意識向上】東京都防災アプリの充実、東京くらし防災の活用促進</li> <li>【地域防災活動活性化】子育て世代に対するセミナーの実施</li> <li>【リーダー育成】防災市民組織リーダー育成研修会や女性防災人材育成事業の充実・強化</li> </ul>
公立大学法人首都大学東京 【11】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等教育機関を取り巻く状況を踏まえ、三つの視点で2大学1高専の現状を点検し、課題を整理</li> <li>①情報発信：都立であることを含め発信の内容がどの程度都民や社会に伝わっているか十分に分析できていない。大学間競争が激化する中において、大学の認知度の更なる向上や外部意見を取り入れた効果的な情報発信が必要である。等</li> <li>②国際化：首都大において、「経済支援制度が十分周知されていない」、「4年で卒業したい」などの理由から、中長期の海外留学生数が伸び悩んでいる。外国人留学生の受入れも伸び悩んでいる。等</li> <li>③シニア層の学習ニーズへの対応：首都大及び産技大において、シニア層を対象とした学びの場として、多様なニーズに応えるための新たなプログラムを検討することが必要である。</li> </ul>
		改革 の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都政や都民生活への貢献のPRや優秀な学生の獲得に繋げていくため、各校の認知度を高めるとともに、ブランディング戦略や都との更なる連携などについて検討していく。</li> <li>②世界に開かれた国際都市を目指す都が設置する高等教育機関として、国際感覚豊かな人材の育成に向け、各校の特色に合わせた実効性のある取組を展開していく。</li> <li>③都の政策課題である、高齢者が生きがいをもって活躍できる東京の実現に貢献していくため、各校において、シニア層の様々な学びのニーズにトータルで応えるための環境を整備していく。</li> </ul>



## 【16】 都有施設建築・保全 【19】 男女平等参画

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
都有施設 建築・保全 【16】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都有施設の整備、保全に加え、区市町村施設の営繕について、現状と課題を分析</li> <li>・ ①整備：事業局が改築計画を策定するが、改築検討時期にある施設の3/4が改築計画を未策定。策定済みの施設も与条件の未整理等により29年度実績で約1/4が予算要求できていない。</li> <li>・ ②保全：事業局が保全計画を策定するが、作成済は対象施設の16%。都有施設の2/3を占める教育庁等に保全業務支援システムが未整備。システム導入以前の保全情報が電子化されていない。</li> <li>・ ③区市町村の営繕：各区市町村の責任で整備・保全を行うが、技術職員が少なく、施設の適正管理等に苦慮。保全計画策定済は区で2割、市町村で1割</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都民が安心して公共施設を利用できる体制の構築に向け、次の取組を実施</li> <li>・ ①整備：財務局が基本計画段階から関与する仕組みを構築し、主体的に事業局の施設整備を支援することで、改築工事を円滑に進めていく。</li> <li>・ ②保全：事業局が原則平成35年度までに保全計画を作成するよう支援する。保全業務支援システムの利用を教育庁・消防庁・警視庁に広げる。電子化されていない図面を5年程度で電子化する。</li> <li>・ ③区市町村の営繕：都の持つ技術ノウハウを生かし、希望する区市町村へ職員の研修や計画策定の技術支援を実施していく。</li> </ul>
男女平等 参画 【19】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①男女平等参画施策の総合的な推進：計画推進のため「女性も男性も輝くTOKYO会議」を設置しているが、進行管理機能の充実が必要。また、都の審議会等における女性委員の任用率は低い状況</li> <li>・ ②女性の活躍推進：男性の家事・育児参画促進のため、幅広い層に向けた啓発が必要</li> <li>・ ③配偶者等暴力対策：区市町村配偶者暴力相談支援センターの整備目標の達成に向け、さらなる働きかけと支援が必要。また、被害者を支援している民間団体には財政的な困難を抱える団体が多く、都の支援の充実に対する強い要望</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①男女平等参画施策の総合的な推進：「女性も男性も輝くTOKYO会議」において、計画全体の進捗状況の報告や施策の推進に関する提案等を実施。また、「東京都男女平等参画推進会議」において、TOKYO会議における意見等をふまえ、都の施策の実施状況及び施策展開について検討</li> <li>・ ②女性の活躍推進：未就学児を持つ夫の具体的な行動を促すため、妻や親、上司など、社会全体の意識改革に取り組む。</li> <li>・ ③配偶者等暴力対策：区市町村に対して配偶者暴力相談支援センター整備の効果を啓発するとともに、担当者向け講座の充実等を検討。また、民間支援団体の活動に対する助成について、助成額の上乗せなど支援の充実を検討</li> </ul>

## 【20】消費生活対策 【21】文化施設

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
消費生活 対策 【20】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活行政全般に関する情報の収集・分析及び情報発信について、現状・課題・今後の取組の方向性の整理を行った。</li> <li>①情報の収集・分析：ICTの普及を踏まえた相談情報の収集について検討が必要。また、不適正な取引行為や不当表示を行う事業者に関する情報をより幅広く、迅速に収集する仕組みの構築が必要</li> <li>②情報発信：社会状況の変化に応じた的確な情報発信が必要。また、消費生活センターを知らない若者、悪質商法の被害後に泣き寝入りしてしまう高齢者などに対して情報を届ける工夫が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報の収集・分析：「情報収集の充実」の観点から、国の動向なども注視しながら、相談方法の多様化について検討。また、不適正な取引行為や不当表示を行う事業者に関する情報について、都民がより通報しやすい環境を整備</li> <li>②情報発信：「情報発信の強化」の観点から、タイムリーかつわかりやすい情報発信。「情報伝達の工夫」の観点から、対象となる消費者に応じた広報媒体の選択、情報発信の時期、伝達手法を工夫</li> </ul>
文化施設 【21】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>各館の特性を活かしながら一体的な運営を進めることで事業を下支えする安定的な実施体制を構築</li> <li>外部有識者の意見を踏まえた指定管理者評価においても、高い評価を得ている。</li> <li>施設利用者の声に対しても、適切に改善、対応している。</li> <li>類似施設との比較では、国の施設等と比べても、入場者数やホール稼働率において遜色がなく、予算・人員対比で効率的な事業運営を行っている一面も見られた。</li> <li>現行の指定管理期間後の2021年度以降も見据え、文化施設のもう一段階のレベルアップを図るため、今後の方向性と課題を検討</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後強化すべき事業展開の方向性を「文化の継承と新たな創造」「国内外との連携強化」「社会的課題解決に貢献」「多様性の尊重」「次世代の育成」の五つにまとめた。</li> <li>さらに、財務、人事、事業期間の面から課題を整理</li> <li>①財務：財団の支援策の検討や財団に自主的な財源確保を促す必要、②人事：専門人材の確保や人事制度の自由度を高める方策が必要、③事業期間：長期間安定的に事業が実施できる環境が必要</li> <li>文化施設の運営方法は、全国的に見ても、指定管理者制度と地方独立行政法人制度に大別される。都において、運営形態のあり方について、今年度中に方向性を明らかにする。</li> </ul>

## 【22】 私立学校振興

## 【23】 共助・共生社会づくり

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
私立学校 振興 【22】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都は、私立学校振興を図るため、学校助成及び保護者負担軽減助成を実施</li> <li>• ①学校助成：生徒1人当たりの状況及び私立高校の収入に占める補助金の割合において、全国との比較で概ね均衡。私立学校の教育条件の維持向上等に寄与している。</li> <li>• 多額の予算を計上している学校助成の仕組みや必要性・妥当性が都民にとって分かりにくい。</li> <li>• ②保護者負担軽減助成：他府県と比べて大幅に充実。教育費負担の公私間格差の是正に大きく寄与している。</li> <li>• 保護者負担軽減助成に対する生徒・保護者の期待は高いが、一方で、支援を受けられない世帯との格差が大きく、支援を充実するほど、財政負担が大きくなる。そのため、支援の対象や要件、水準等について、都民の理解を得ていく必要がある。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①学校助成：都民の理解や共感を得られるよう、学校助成の仕組みや必要性・妥当性を分かりやすく説明していく。</li> <li>• ②保護者負担軽減助成：国や道府県の動向、社会経済状況等を踏まえ、保護者負担軽減助成施策が、都民の理解や共感を得られる適切なものとなるよう、施策の不断の見直しを図っていく。</li> </ul>
共助・共 生社会づ くり 【23】	平成 30年 10月	分析 要旨	<p>【共助社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①都民のボランティア行動者率は特に若い世代や男性が低く、企業や大学等への働きかけが必要</li> <li>• ②東京ボランティア・市民活動センターは低関心層に広く働きかけるための知名度・広報力に課題</li> <li>• ③ボランティア文化を定着させ2020大会のレガシーとする必要</li> </ul> <p>【多分化共生社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①都及び東京都国際交流委員会は、区市町村や国際交流協会、支援団体等からの要望に応えきれていない。②都内の区市町村において、施策内容等の差が著しい。③都や東京都国際交流委員会は諸団体に対する支援・コーディネート役割を果たせていない。④外国人おもてなし語学ボランティアの活動等を、東京2020大会のレガシーとする必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<p>【共助社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①企業・大学等への重点的なアプローチ、②東京ボランティア・市民活動センターとの連携と機動的な推進体制の検討、③ボランティア文化のレガシー化の推進</li> </ul> <p>【多文化共生社会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ①在住外国人支援事業の拡充、②都内区市町村・国際交流協会等のネットワーク強化、③都国際交流委員会の体制強化、④外国人おもてなし語学ボランティアの活動継続・拡大</li> </ul>

## 【26】 交通政策 【27】 建築指導

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
交通政策 【26】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会の進展や訪都旅行者数の増加等、環境変化に対応していくため、「誰もが安心して快適に移動できる環境を整えること」が必要 ⇒ バリアフリールート of 複数ルート・乗換ルート整備、ホームドア整備の一層の推進</li> <li>エレベーター整備における調整の困難さ（新たな用地・空間確保の必要性、他社路線との調整等）や、ホームドア整備における高い整備コストとドア位置の異なる車両への対応等が妨げとなっている。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの複数ルートおよびホームドアの優先整備に向け指標を設定し、優先順位を決定するなど、優先整備の考え方を検討</li> <li>関係者による「エレベーターとホームドア情報連絡会」を定期的開催し、鉄道事業者の整備意向や区市町村を通して駅利用者ニーズを把握し、優先整備の考え方を整理</li> <li>区市町村および鉄道事業者の負担軽減のため、国に対し「優先整備に向けた考え方」に沿った国費配分を要請するとともに、都費の効果的な投入を検討</li> </ul>
建築指導 【27】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法令を適切に運用して建築物の安全・安心を確保していくとともに、社会的要請への確に対応していくことが必要</li> <li>都民や設計者等から多くの問合せや相談、協議が寄せられており、都民サービス向上の観点から都民目線での情報発信・提供、窓口業務の改善などが必要</li> <li>ベテラン職員の減少と若手職員の増加、また平成11年の建築確認業務等の民間開放により、職員が実務経験を得る機会が減少していることから、人材育成・技術力の継承が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合設計許可、バリアフリー法に基づく認定等の着実な実施や運用改善等により、質の高い都市環境の形成を一層促進</li> <li>よくある問合せについてFAQを充実しHP等で公開するとともに、建築計画概要書の閲覧方法の改善を図る等、窓口業務を改善。また今後、建築確認手続きの電子申請などについても、国や関係機関での検討状況を踏まえつつ、将来的な課題として対応の可能性等を検討</li> <li>関係機関との連携や人事交流等を強化し、建築行政職員の技術力を底上げ</li> </ul>

## 【28】住宅施策 【29】都営住宅建設・管理

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
住宅施策 【28】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅の整備は着実に進んでいるが、単身者向け住戸が多く、世帯向け住戸の供給が求められている。また、多様な世代との交流、地域貢献に資する取組、介護が必要になっても同じ敷地内で住み続けられる仕組みなどが必要</li> <li>都内のマンションでは建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行。管理組合の自主的な取組だけでは「二つの老い」に的確に対処することは困難であり、管理組合の機能強化に向け、より踏み込んだ施策が必要</li> <li>高齢化の先にある空き家対策について、区市町村と連携し取り組んでいく必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅の世帯向け住戸の整備に対する支援の拡充を検討するとともに、多世代交流や地域貢献等に取り組む一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進</li> <li>条例の制定を目指して、マンションの管理状況を把握する仕組みを整備するとともに、管理状況に応じた支援を実施</li> <li>空き家を地域資源として活用し、地域の価値向上につなげるエリアリノベーションを展開する仕組みを構築。また、区市町村の地域特性に応じた企画提案や先駆的な取組を支援し、対策の展開を促進する補助スキームの構築を検討</li> </ul>
都営住宅 建設・管理 【29】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義人が65歳以上の世帯が約66%となり、そのうちの半分が単身世帯となる等、入居者の高齢化、世帯の単身化が進行。一方で若年ファミリー向け住宅の応募倍率は低下。少子高齢化への更なる対応が必要</li> <li>昭和40年代に大量建設した団地が建替え時期を迎えており、ストックの計画的な維持更新が必要</li> <li>駐車場の契約率は、居住者の高齢化等により年々低下し、空き区画が増加</li> <li>多くの都営住宅が避難場所に指定されており、敷地内の安全性や避難経路、緊急車両等の通行機能を確保し、地域の安全性の向上を図る必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年ファミリー向けの募集を拡大するとともに、大学と連携した学生入居などを検討し、多世代共生を推進。また、宅配、共同配送と連携した見守りサービスの実施や、創出用地等を活用した生活支援施設を誘致</li> <li>昭和50年代建設住棟や中・高層住棟が混在する団地において、効果的な建替えを推進</li> <li>空き区画の活用に向け、併設駐車場のコインパーキング化を拡大</li> <li>団地外周道路等の無電柱化を促進</li> </ul>



## 【30】 土地区画整理・市街地再開発

## 【32】 環境改善

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
土地区画 整理・市 街地再開 発 【30】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な交通結節点の再編など、関係者の利害調整が高度かつ複雑で、広域的な都市基盤整備が不可欠な地区では、民間や区市町だけでは調整が困難</li> <li>権利者ニーズの多様化により、従来の買収手法による都市基盤整備が進まない地区が存在</li> <li>事業後、開発区域のみならず既存市街地との一体感の醸成を含めた地域全体の運営・維持が必要</li> <li>開発利益が見込める地区は民間が施行するが、見込めない木造住宅密集地域などでは事業が成り立ちにくい。また、区市町の区画整理・再開発事業の資金やノウハウ、人員が不足</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な都市基盤整備を伴う事業や複数プロジェクトの核となる事業については、広域的行政を担う都が調整・牽引</li> <li>区画整理事業により土地を交換するという換地手法等を活用した、新たな難度の高い事業手法による重要な都市基盤整備の推進</li> <li>エリアマネジメントの導入について、計画段階からのより一層の指導・助言</li> <li>補助制度の活用促進や事業の立ち上げに必要な情報を計画段階から区市町に提供。また、区市町への都職員の派遣や（公財）東京都都市づくり公社の一層の活用</li> </ul>
環境改善 【32】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境改善に関する取組の点検・評価の結果、計画の目標進捗状況を踏まえ、一層の取組が必要となる「VOC対策の推進」「次世代自動車等の普及」に焦点を当てて分析を実施</li> <li>①VOC対策の推進：産業部門の近年のVOC排出量削減率は鈍化。民生部門（家庭・オフィス）のVOC排出量は、産業部門の削減率に比べて小さいため、排出量全体に占める割合が増加</li> <li>②次世代自動車等の普及：新車販売に占めるZEVの割合は、平成29年度時点で2.2%にとどまっている。また、事業者向けの低公害・低燃費車の導入補助の実績が低迷しており、普及促進に向けた一層の取組が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①VOC対策の推進：排出規制対象外の中小事業者の実態を把握し、効果的な対策や自主的な取組を促進（業界団体等にヒアリングを実施し連携策を検討、区市との連携も視野に経営面の視点も考慮して今後の取組を検討等）家庭・オフィスを対象とした普及啓発等を実施（メーカー、区市町村、業界団体とも連携を図り認知度を向上等）</li> <li>②次世代自動車等の普及：2030年までに乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合を5割に高めるため、普及に向けた取組を加速（イニシャルコスト低減のため補助対象者拡充、充電環境の整備等）事業者に対して、低公害・低燃費車の導入を促進（低公害・低燃費車導入義務、補助等の都制度を活用して事業者による次世代自動車等の導入を進め、メーカーの開発意欲を促進等）</li> </ul>

## 【33】 自然環境の保全・利用

## 【34】 資源循環・廃棄物対策

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
自然環境 の保全・ 利用 【33】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生態系に配慮した緑化の推進：「江戸のみどり登録緑地」の意義や効果の理解が不足。人材育成や民間企業との連携が不可欠</li> <li>②外来種等の防除：アライグマ・ハクビシンの生息域が広範囲に渡っていることから、広域的な防除対策が必要。また、伊豆大島におけるキョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要</li> <li>③自然公園の利用環境整備等：障害者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生態系に配慮した緑化の推進：生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを分かりやすく紹介（緑地の設計や管理に携わる事業者を対象に現地見学や実務的な講習会を実施、造園建設業界や設計コンサルタント業界と連携した人材育成の検討等）</li> <li>②外来種等の防除：区市町村の取組を促進（区市町村の取組段階に応じた技術的支援、防除対策への参加の働きかけ等）キョン防除は、土地利用や地形に応じた効果的な捕獲手法を検証し、対策に反映</li> <li>③自然公園の利用環境整備等：関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障害者登山等のケーススタディーを実施</li> </ul>
資源循環・廃棄物対策 【34】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品ロスの削減：食品廃棄物の発生抑制という観点、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点から取組の推進が必要</li> <li>②使い捨て型ライフスタイルの見直し：レジ袋の無償配布ゼロを目指していくことを目標としている。さらに、使い捨てプラスチックを大幅に削減していく方策についても検討していく。</li> <li>③建設工事におけるエコマテリアルの利用促進：今後、首都圏では大量の建設泥土等の発生が見込まれているため、リサイクルを促進していくことが課題</li> <li>④リサイクルの推進・最終処分場の延命化：区部におけるリサイクルを促進し、埋立処分量を削減していくことが必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品ロスの削減：食品ロスの削減に向けた東京方式の確立、キャンペーンの展開</li> <li>②使い捨て型ライフスタイルの見直し：レジ袋無償配布ゼロに向けた気運の醸成、使い捨てプラスチック対策の推進、大規模イベントなどでリユースカップ利用を促進</li> <li>③建設工事におけるエコマテリアルの利用促進：都関連工事における利用促進</li> <li>④リサイクルの推進・最終処分場の延命化：リサイクルの更なる推進、オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3R促進、焼却灰のリサイクル促進</li> </ul>

## 【35】 子供・家庭施策      【36】 高齢者施策

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
子供・家 庭施策 【35】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護について、①家庭的養護の推進、②施設における専門的ケアの充実、③自立支援の充実の3分野に大別して、分析評価</li> <li>①里親制度についての社会の認知度はまだ低く、登録家庭数の伸びは緩やか。里親の悩みに対応できる相談体制の更なる強化が必要</li> <li>②乳児院では、障害や疾患等がある乳幼児の受け入れ体制の充実が必要。児童養護施設では、個別のケアが必要な児童の割合が増加</li> <li>③児童養護施設退所者の大学等への進学状況は、全国の全高校生の進学率と比較すると低水準 また、自立援助ホームでは、被虐待経験を持つ児童等処遇困難児が増加</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ターゲットを絞った普及啓発等による新たな里親の獲得、短期・一時保護等での委託による未委託家庭への委託促進、里親子への支援（チーム養育体制）による里親子を支える体制の強化</li> <li>②治療的・専門的ケアを行うための専門職員の充実、中高生年齢において課題を抱える児童の受入れに対する支援</li> <li>③自立支援コーディネーターを中心とした自立支援の一層の推進、就労定着支援等を行うジョブ・トレーナーの全ホーム配置及び取組強化</li> </ul>
高齢者施 策 【36】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護者等への支援施策は引き続き実施するべきである。一方、このまま要介護者が増え続けると、予算制約の中では要介護者等への支援が中心の施策体系では持続困難</li> <li>このため、要介護者数に関わる「介護予防」の取組と、地域で元気に暮らすことに関わる「高齢者の活躍促進」の取組に焦点を当て分析</li> <li>要支援・要介護認定率はともに、全国平均とほぼ同率であるが、近県3県に比べ高い割合</li> <li>健康寿命は、男女ともに全国平均を下回っている。</li> <li>ボランティア活動の参加状況は、全国と比べ低い。特にまちづくりのための活動が低い割合</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題を解決するための対策をエビデンスを踏まえ検討し、「介護予防」及び「高齢者の活躍促進」施策を戦略的に展開</li> <li>「社会参加のきっかけ」「活動を続けられる仕組み」「社会との接点を持ち続けられる仕組み」づくりを新たな施策パッケージとして推進</li> <li>シニア予備群への働きかけを通じて、誰もが安心して暮らし希望を持つことのできる高齢期を迎えられるよう、中長期的に取り組んでいく。</li> </ul>

## 【37】 障害者施策

## 【38】 生活福祉施策

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
障害者施策 【37】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現のため、①日常診療体制、②精神科救急医療体制、③地域生活支援体制の3本柱について分析評価</li> <li>①医療機関間の精神疾患患者の紹介は、約3割が円滑にできておらず、その理由は受診勧奨ができていないが約50%、精神疾患に関する知識の不足が約25%</li> <li>②初期救急は、年間100件前後で推移しているが、平成22年以降、二次救急は増加傾向。また、身体合併症救急は、先行してブロック単位で連携している区域とで相談・受入実績の乖離が大きい。</li> <li>③地域移行・地域定着の給付状況にばらつきがあるほか、都は全国に比して再入院率が高い。また、措置入院患者数は全国の約4分の1を占める一方、都・区・市それぞれが保健所を設置</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①一般診療科向けに精神科医療の研修会を新たに実施。円滑な受診勧奨の手法等について分析</li> <li>②二次救急を必要とする患者をできるだけ身近な地域で受けられるよう体制を強化。ブロックごとに精神科医療の研修等を充実させるとともに、地域での受入れが困難な合併症患者を、総合診療基盤を有する都立病院等において広域で受け入れる体制整備を推進</li> <li>③各自治体の地域移行等の取組が進むよう、先駆的な取組や好事例を普及しつつ、地域の相談支援事業所の支援力向上に向けた取組を強化させる。特に支援の必要性が高い方には、退院後支援計画を作成の上、保健所を中心とする計画的・包括的な支援を実施するなどの仕組みを構築</li> </ul>
生活福祉 施策 【38】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来、居宅での自立生活が困難な被保護者等が、自立生活に移行するまでの一時的な住まいとして利用されるものであるが、実態として長期利用されている「無料低額宿泊所」について分析評価</li> <li>①個室が少ない、居室が狭い（一人当たり床面積4.95㎡未満の施設が存在）、老朽化など</li> <li>②60歳以上が59.5%（うち70歳以上が25.3%）1年以上の滞在が50.3%（うち3年以上26.7%）</li> <li>③施設長が社会福祉主事の資格を持たない、内部雇用からの登用など、福祉の知識や経験のない施設長の配置</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得高齢者等が、都内において、個々のニーズに応じた居住環境と生活支援の体制が整備された住居や施設に入り、安心・安定した生活を送り続けることができるよう、以下の取組を検討</li> <li>①「社会福祉住居施設」の設備及び運営の基準に関する条例を制定し、都が「社会福祉住居施設」の届出を受理。このうち、良質な生活支援等サービスを提供する施設を「日常生活支援住居施設」として認定する。</li> <li>②「施設長等のスキルアップの促進」、「施設整備の促進」等の方策を検討し、良質なサービスを提供する施設を確保</li> </ul>



## 【-】保健・医療施策 【41】健康安全施策

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
保健・医療施策 【-】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>都におけるがん対策について、①がん検診受診率の向上、②がん医療提供体制の整備、③がんとの共生のための医療・支援体制、④緩和ケア医療提供の充実の4分野に大別して分析評価</li> <li>①がん検診受診率が目標の50%に達していない。</li> <li>②拠点病院に多くのがん患者が集中。医療機関の連携体制・リハビリテーション提供体制が必要</li> <li>③小児がんやAYA世代のがんは希少であり、事例が十分に蓄積されていない。また、がんと診断された人の約25%が退職を選択</li> <li>④患者の3～4割は十分な緩和ケアが行われていない。緩和ケアの理解促進、人材育成等が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①検診データ等の分析・見える化により、区市町村における取組を促進</li> <li>②ICTを活用した地域医療連携ネットワークの構築、都民への地域医療情報提供内容の充実、診断されたときからのがんリハビリテーションの提供体制の検討等</li> <li>③小児・AYA世代患者の支援の充実に向けた、小児と成人の診療科との連携体制の構築、働きながら治療を受けるための相談支援体制、職場や自宅の近くで治療可能な医療提供体制の整備、高齢がん患者の支援の充実に向けた地域の連携体制の整備等</li> <li>④病院内の緩和ケアチームと他の部門等との連携強化、患者への十分な情報提供、円滑な在宅緩和ケアへの移行に向けた医療機関間の患者情報の共有化、地域の医療従事者等の人材育成</li> </ul>
健康安全 施策 【41】	平成 30年 10月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>都の動物愛護施策について、①適正飼養の啓発と徹底、②致死処分の減少を目指した取組の推進、③動物取扱業の監視指導、④動物に関わる危機管理の4つの柱に大別して分析評価</li> <li>①他の人のペットを迷惑と感じたことがある人が多数、多頭飼育の問題事例も散見</li> <li>②飼い主のいない猫対策が円滑に進まない事例も存在、譲渡促進に向けた動物愛護相談センターの機能強化が必要、ペットと飼い主の高齢化に伴い飼養継続が困難となる例の増加も懸念</li> <li>③動物取扱業者の増加・多様化、苦情等に伴う監視指導の増加、集中的監視指導が必要な事例発生</li> <li>④狂犬病は長期間発生していないが、様々な動物由来感染症が国内各地で発生、災害対策をしている飼い主は4割程度、災害マニュアルを整備する区市町村は少数</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者と連携した飼い主への啓発、東京都版「動物の学校」の実施（飼い主が学ぶ機会の提供、地域で啓発を担う人材育成）、専門機関を交えた多頭飼育問題の検討等</li> <li>②地域における対策の定着・促進、譲渡活動の連携・協働の拡大、飼い主支援情報の提供拡大等</li> <li>③苦情要因分析・自主管理の促進、業態の多様化に対応した指導、効率的・機動的監視指導等</li> <li>④動物由来感染症の実態把握・情報提供、飼い主への災害対策の啓発・区市町村の対策支援等</li> </ul>



## 【44】 病院事業      【46】 観光産業の振興

事業ユニット	報告月	報告書要旨	
病院事業 【44】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、高齢化等による合併症対応など医療需要・医療環境に即応する体制づくりが必要</li> <li>在宅療養ニーズに応え、地域医療機関の人材の育成や技術面での協力を行うなど、地域医療の充実に向けてモデル的な取組など率先して役割を果たす必要がある。</li> <li>病院現場のスピードや緊急性の頻度に合わせた、より一層柔軟な業務執行ができる体制が必要</li> <li>持続可能な病院運営のため、一層効率的な経営が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<p>(早期の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院現場に即した人材マネジメント方針の策定など、柔軟な業務執行に向けた人材の確保・育成を図る。</li> <li>病院経営の専門家（コンサルタント）を活用する等病院経営マネジメント力を向上し、更なる経営改善を図る。</li> </ul> <p>(検討中の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の点検評価を踏まえて、都立病院の機能・役割に適した経営形態を更に検証していく。</li> <li>都民への医療サービスの向上に資する経営の在り方の検討を進めていく。</li> </ul>
観光産業 の振興 【46】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者の誘致：①2020大会後も訪都旅行者を拡大していくことが必要②東京観光レップの未設置都市で継続的なPRが実施できていない③旅行博のより戦略的な展開が必要</li> <li>M I C E 誘致の推進：国際会議の開催モデルが国内本部主導型から国際団体本部主導型へと変化しており、それに伴って国際会議に求められるニーズが変化</li> <li>観光資源の開発：①都内各地域の魅力を高める観光資源の着実な開発の支援が必要②住民のまちへの愛着や誇りの醸成、地域の団体の体制強化など観光力の底上げを図ることが必要</li> <li>受入環境の充実：①無料Wi-Fi等整備の遅れているインフラが存在②外国語対応能力の満足度が低い③バリアフリー環境の一層の整備が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者の誘致：東京2020大会とその先を見据えたプロモーション</li> <li>M I C E 誘致の推進：国際ニーズの変化に対応できる体制の整備</li> <li>観光資源の開発：地域の魅力の更なる向上と地域の観光力の底上げ</li> <li>受入環境の充実：東京2020大会に向けた取組の加速化</li> <li>東京観光財団との役割分担の見直し：財団が現場のニーズを捉え、都に施策立案や事業改善を提案</li> </ul>

## 【47】 農林水産業対策 【48】 雇用就業対策

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
農林水産 業対策 【47】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の担い手の確保・育成：①農外からの新規希望者が就農まで至るためのきめ細かな支援が必要②現行の研修体系は、農業者の多様なニーズとのずれや未対応の分野・地域が存在</li> <li>持続可能な森林整備等：①主伐事業の加速が必要②事業を担う林業事業体の不足③林業従事者の技術力の低下④多摩産材の認知度の低さ（区部、女性）⑤多摩産材の公共利用等の更なる開拓</li> <li>水産資源の管理：①資源管理措置は関係漁業者の合意が必要②クロマグロの漁獲制限が他魚種に影響③キンメダイを補完する資源の有効活用が必要④多摩川中下流域の滞留するアユの有効活用</li> <li>都内産食材の消費拡大：①都民の認知度はいまだ不十分②東京オリジナル品種の都の取組が不足③江戸東京野菜は生産・流通が限定的④イベントによる魅力発信の機会が限定的⑤都内産食材を調達する際の情報が不足</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の担い手の確保・育成：新規就農者や経営規模拡大を図る農業者の確保・育成の強化</li> <li>持続可能な森林整備と林業振興：森林環境譲与税等を見据えた森林循環の一層の促進</li> <li>水産資源の管理：水産資源管理の強化、未利用・低利用資源の活用促進</li> <li>都内産食材の消費拡大：都内産農水産物の付加価値向上や魅力発信の強化</li> </ul>
雇用就業 対策 【48】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>【項目別】：以下を含め7つのテーマについて、これまでの事業を分析・評価し、課題を明確化</li> <li>女性の再就職支援や就業拡大：子育て中の女性に対する地域における再就職支援体制の強化が必要</li> <li>高齢者の就業支援：高齢者の新たな活躍の場を開拓し、選択の幅を広げるための取組が十分でない</li> <li>テレワークの推進：検討段階から具体的な導入までを総合的にサポートする仕組みが十分でない</li> <li>【共通テーマ】</li> <li>多様な主体との連携：①地域における多様な人材を掘り起す取組が十分でない。区市町村による主体的な取組を広げることが必要。②地域の実情に精通する金融機関等との連携・協力が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の再就職支援や就業拡大：地域に眠る「女性の力」を引き出すため、再就職に向けた支援を充実</li> <li>高齢者の就業支援：「生涯現役、でいきいきと働けるよう、高齢者の新たなチャレンジを後押し</li> <li>テレワークの推進：「テレワークが当たり前になる社会」に向け、取組を加速化</li> <li>多様な主体との連携：①区市町村と連携した人材の掘り起しとマッチング ②金融機関等との連携により効果的な企業支援へ</li> </ul>

## 【49】 既設市場の運営・整備      【50】 道路・街路整備事業

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
既設市場 の運営・ 整備 【49】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少・少子高齢社会の到来や市場外流通の増加等により卸売市場の取扱数量は減少</li> <li>多種多様な商品の安定的な調達が可能であり、品目ごとに精通した目利きによる適正な評価がなされる点や、物流の効率化等の面からも生鮮食料品流通の基幹的インフラとして卸売市場の役割は引き続き重要</li> <li>実需者（小売業者・量販店等）、消費者ニーズの変化に対応し、「市場の活性化」が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市場の活性化」を図るため、以下の取組を推進していく。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①実需者・消費者ニーズへの対応：品質・衛生管理の高度化、加工・パッケージ施設等の整備</li> <li>②取引の拡大：情報力の活用等による取引の活性化、輸出拡大に向けた取組の強化、食育・魚食の推進</li> <li>③各市場の特性の発揮：経営戦略の検討・確立、改正卸売市場法への対応</li> </ol> </li> </ul>
道路・街 路整備事 業 【50】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四次事業化計画に基づき整備を推進しているが、事業の困難度の高い路線が増加傾向にあるなかで、関係権利者が抱える生活再建への不安に対応していくなど、事業の加速化を図っていく必要</li> <li>膨大な手間と労力がかかる道路用地の取得や測量などは、都の直営ではマンパワーに限界</li> <li>都心部では国際競争力の強化に資する民間開発の構想・計画が進行。民間開発と連携して都市再生を推進し、道路整備によるストック効果を早期に発現させていく必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンハウスの実施による関係者の理解と協力の促進、民間の専門事業者を活用した相談窓口等によるきめ細やかな生活再建支援、道路事業の必要性のPRなどを通じて道路整備を推進</li> <li>都の直営業務と(公財)東京都道路整備保全公社との役割分担を明確化し、公社の優位性を最大限活かした業務に特化することで、用地取得を推進</li> <li>民間開発の誘発に資する「開通時期宣言路線」の明示や、道路上空を活用した民間開発との連携を検討</li> </ul>

## 【52】河川事業 【53】公園・霊園事業

事業ユニット	報告月	報告書要旨	
河川事業 【52】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで中小河川の河道や調節池、東部低地帯における防潮堤や水門等の整備を着実に進め都内の浸水被害は減少してきた。一方、平成30年7月豪雨等、近年、全国各地で頻発・激甚化する水害を踏まえ、水害対策の加速化が必要</li> <li>早期の避難を促すツールとして、水防災総合情報システムからの情報発信の強化が必要</li> <li>水辺空間における恒常的なにぎわいを創出するには、更なる民間活力の誘導が必要</li> <li>砂防施設等は30年後には5割以上の施設が整備から50年以上が経過するなど老朽化が進行</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな調節池の検討を前倒して実施するとともに、調節池の流域間相互活用が可能な環七地下広域調節池の延伸を検討</li> <li>水防災総合情報システムにおいて、スマートデバイスへの対応、多言語化、GPSの活用、雨雲情報の統合表示等を実施し、利用しやすい情報提供を検討</li> <li>民間活力によるにぎわい誘導エリア（両国・浅草）におけるリーディングプロジェクトを推進するとともに、日本橋川など他エリアへの拡大を検討</li> <li>砂防施設、海岸保全施設へ予防保全型管理を拡大し、持続的な防護機能の確保とコスト縮減・事業の平準化を図る。</li> </ul>
公園・霊園事業 【53】	平成 30年 7月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の機能を高めるような既存施設の改修などにより、ストック効果をより高めていく必要</li> <li>都市公園の魅力向上と民間のビジネスチャンスを両立させる工夫により、新たな賑わいの創出や維持管理コストの縮減が必要</li> <li>墓所の供給数が拡大するとともに、合葬墓、樹木葬など都民のニーズが多様化</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020大会に向け、公園施設においてもトイレの洋式化や誰でもトイレの新設など、ユニバーサルデザインを推進</li> <li>多様な生物が生息できる公園整備やかいぼりなどにより豊かな都市環境を創出</li> <li>木場公園において飲食店の設置事業者を公募する等民活手法を活用した公園の魅力向上に取り組む。</li> <li>民活手法により新たな公園施設を導入する際には、施設周辺の園地等の維持管理を行わせるなど、維持管理コストの抑制策を検討</li> <li>新たに指定期間中間での事業提案の検証・見直しを行うなど、民間の団体である指定管理者と連携し、より効率的、効果的な公園運営を行う。</li> <li>区部霊園の再貸付、樹木型墓地など合葬式墓地の供給などを推進</li> </ul>

## 【54】 臨海地域開発      【55】 東京港整備・管理

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
臨海地域 開発 【54】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨海副都心はこれまで、7番目の副都心として計画的なまちづくりを進めてきたが、他地域の開発の進展により相対的なブランド力が低下している。これまでの「副都心」から脱却し、個性的なまちづくりが求められる時代に突入している。</li> <li>豊洲・晴海地区は、都市基盤施設の整備が概ね完了し、民間開発によるまちづくりが進展している。都は「豊洲市場の開場」「晴海選手村の大会後のまちづくり」等特徴的なまちづくりを実施。</li> <li>これまでの海上公園の整備により都民に広大な緑地や水辺空間を提供してきたが、周辺の市街化の進展により、求められる役割が大きく変容してきており、海上公園に対する期待がこれまで以上に高まっている。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨海部は陸・海・空の国際的な玄関口を備え、東京2020大会レガシーの希少性を有するなど、大きなポテンシャルを秘めている。</li> <li>今後策定する「東京ベイエリアビジョン」（仮称）を踏まえ、東京の未来を体現するエリアとしてさらなる飛躍を目指す。</li> <li>3つのシティを先鋭的に実現させ、東京が抱える都市問題に対する処方箋、新しい東京の都市モデルを示していく。</li> </ul>
東京港整備・管理 【55】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナふ頭（国際貿易拠点港）に係る事業：取扱貨物量の増加に伴い、コンテナふ頭周辺における交通混雑が大きな課題となっているが、東京2020大会の開催時には更なる混雑や混乱が生じ、港湾物流に大きな影響を与えるおそれがある。取扱貨物量は今後も引き続き増加することが予測されているため、新規コンテナふ頭の整備に加え既存コンテナふ頭の改良・更新も必要となっている。</li> <li>客船ふ頭（国際観光港湾）に係る事業：訪日クルーズ旅客数が大きく伸びているほか、大型化したクルーズ客船が増加しており、アジア他港においては、大型クルーズ客船に対応した港湾施設の整備を進めている。東京港においても、外国籍のクルーズ客船の寄港を増やすため、現在、臨海副都心地域における新客船ふ頭の整備を進めるとともに、様々な客船誘致策を実施している。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナふ頭（国際貿易拠点港）に係る事業：港湾関係事業者との更なる緊密な連携の下、大会を契機とした物流円滑化を推進する。既存コンテナふ頭の抜本的な改良・更新を実施し、東京港の施設能力を強化する。</li> <li>客船ふ頭（国際観光港湾）に係る事業：新客船ふ頭の着実な整備を進めるとともに、円滑な施設運営を実現させる。効果的なクルーズ客船誘致策を推進する。</li> </ul>



## 【56】 海岸保全施設      【57】 島しょ等港湾・漁港・空港・海岸

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
海岸保全 施設 【56】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震・耐水対策：①内部護岸の整備は、水域利用者や住民の理解や協力を得るために時間を要している②新たに海岸保全施設を整備し、高潮や津波から防護する必要性が生じている箇所が存在</li> <li>非常時の水防態勢：①陸ごうの閉鎖に係る効率性や安全性をより高めるため、更なる削減が必要②情報の種類に応じた発信方法、内容等について、受け手の視点から充実させることが必要③高潮に関する水位情報の周知方法を検討していくことが必要</li> <li>施設の維持管理：人による点検や、従来型的手法・材料による補修工事を実施しており、施設量が多いため、効率性の向上を図ることが必要</li> </ul>
		改革 の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐震・耐水対策 ①都民からの事業への理解や協力の促進②新たな整備計画の検討</li> <li>非常時の水防態勢 ①陸ごうの更なる削減と遠隔制御化の推進②SNSやホームページ等による情報発信の充実③都民の避難等に資する高潮特別警戒水位の設定</li> <li>施設の維持管理 新工法・新技術の積極的な導入による、より一層効率的な維持管理の推進</li> </ul>
島しょ等 港湾・漁 港・空 港・海岸 【57】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>大島などの大離島の就航率は、比較的高い水準で推移している。一方、利島などの小離島の就航率は、徐々に上昇しているものの、いまだ十分とは言えない状況である。</li> <li>厳しい気象・海象条件等における海上工事の制約から、整備に長期間を要することが多い。</li> <li>欠航情報や代替交通機関の案内に関する情報の提供が不足し、島への心理的距離感を生み出している。</li> <li>船客待合所・空港待合室の風景が旅行情緒に乏しいなど、「おもてなし」の視点が不足している。また、島内拠点との移動手段が不足しているほか、係留施設までの距離が長く、段差等もあり、バリアフリーの充実が課題である。</li> </ul>
		改革 の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に効果を出すメリハリのある施設整備の推進：それぞれの島、港の特色、特徴を踏まえた整備を実施</li> <li>ICTを活用した効率的な施設整備を推進：ICTや施工自動化による建設時の作業効率の向上</li> <li>おもてなし強化とバリアフリーの推進：①来島者の行動段階に応じた、必要かつ的確な情報提供の実施②利用者が快適に利用できる船客待合所・空港ターミナルづくりの推進③「島の外」と「島内拠点」をスムーズにつなぐ結節点としての船客待合所・空港ターミナルの役割を強化</li> </ul>

## 【61】社会教育・生涯学習 【63】消防

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
社会教育・生涯学習 【61】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会教育事業：地域学校協働活動の都内全域展開という点から見れば、課題が残る。</li> <li>②社会教育施設：都立図書館は、更なる利用促進と老朽化対策が課題。ユース・プラザは、PFI事業契約終了時期までに都の意見をより反映できる運営手法の見直しが課題</li> <li>③文化財関連：所有者等に指導・助言を行うとともに、文化財の指定や整備等を実施している。加えて、文化財の積極的公開・活用に努めている。</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①社会教育事業：地域住民（都民）と学校が協働する仕組みづくりを全都に定着させるための取組を進めていく。中でも、都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援する。</li> <li>②社会教育施設：図書館は、効果的な広報を行うとともに、将来的な移転改築も視野に入れた施設とサービスの一層の充実を行っていく。ユース・プラザは、企画・実施に当たって、都から方向性のみを提示するのではなく、より具体的内容を示すようにし、企画内容に確実に反映させる。PFI事業契約に関しては、契約終了を見据えて、運営手法について検討する。</li> <li>③文化財関連：文化財保護法の改正を含む国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施していく。</li> </ul>
消防 【63】	平成 30年 9月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常災害について、①「災害を起こさせない」、②「災害が起こっても早く対応する」、③「災害の被害拡大を防ぐ」の3つの視点から分析評価</li> <li>①建物は10年間で約10万件増加するとともに、大規模化、高層化、複合化しており、立入検査の効率的な実施が必要。また、火災による死者（自損を除く。）の70.3%が高齢者</li> <li>②現場到着時間は5.2分であるが、大阪市では4分台で到着しており、被害軽減のために、更に現場到着時間を短縮することが必要</li> <li>③高層建物棟数、高速道路のトンネル延長、大規模ターミナル駅数など、他都市にはない都市構造、地理的特性を有しているとともに、近年、集中豪雨が増加していることから、災害実態に応じた消防隊の迅速的確な対応が必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ICTを活用した立入検査等予防業務の効率的・効果的な体制構築（建物データの有効活用による立入検査の実施、立入検査専従職員の小規模雑居ビル等への集中的投入等）</li> <li>①住宅防火・日常生活事故防止対策の推進（住宅火災・日常生活事故データ等の有効活用、高齢者世帯等への防火防災診断等の推進等）</li> <li>②現場到着時間の更なる短縮及び関係機関との情報共有体制の拡充（自動的に通報される体制の拡充、地域特性に応じた小型車両等の活用等）</li> <li>③多種多様な災害に対応するための消防活動体制の強化（映像や災害データ等を活用した消防活動の迅速化・効率化、災害特性に応じた車両・装備等の整備等）</li> </ul>

## 【64】バス、都電、日暮里・舎人ライナー 【65】地下鉄

事業ユニット	報告月	報告書要旨	
バス、都電、日暮里・舎人ライナー 【64】	平成30年9月	分析要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の事業よりも事業規模が大きく乗車人員が多い都営バスに焦点を当て、分析(都営バス)</li> <li>・給料表の見直し、管理委託、ダイヤの見直し等の効果により、2017年度経常損益は8.2億円の黒字</li> <li>・都営バスに関する課題として、今後の高齢者や外国人旅行者の増加を踏まえ、お客様ニーズに合った施策の充実を図ることが必要。また、採用環境が厳しくなる中、需要に応じ、安定的かつ継続的にバス運転手を確保することが必要</li> </ul>
		改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(都営バス)</li> <li>・誰もが利用しやすい都営バスの実現(途切れない情報案内、更なるバリアフリー)</li> <li>・バス運転手の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>－職業としての魅力発信・魅力向上(都営バスのイメージアップ、職場環境の改善等)</li> <li>－バス運転手の育成体制の充実(個々の技術レベル・習熟度に合わせた、きめ細かな研修の実施)</li> </ul> </li> </ul>
地下鉄 【65】	平成30年7月	分析要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車料収入の増加や支払利息の減少等により収支状況が改善し、2006年度以降単年度黒字を計上</li> <li>・構内営業事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>…限られた駅構内スペースの中で、よりお客様の視点に立ったサービスの提供が必要</li> </ul> </li> <li>・広告事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>…近年、デジタル媒体が登場し、紙媒体が減収傾向にあるなど、広告料収入が伸び悩んでおり、対策が必要</li> </ul> </li> <li>・このほか、安全対策を一層強化していくことやお客様サービスを更に向上していくなどの取組を推進していくためには、業務量の増加や業務内容の高度化等が見込まれ、職員一人ひとりの能力を最大限引き出し、グループ総体として最大の経営効果を発揮する仕組みが必要</li> </ul>
		改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様ニーズに応える店舗等の展開(情報発信の充実、外部調査委託の活用、新規店舗の設置)</li> <li>・広告事業における販売方法の見直し・デジタル化の拡大(デジタル広告の拡大、既存紙媒体の販売方法の見直し、速報配信システムの導入、デジタル変換システムの活用)</li> <li>・グループ経営の推進               <ol style="list-style-type: none"> <li>①局と関連団体との役割分担の再整理・委託規模の拡大等により、関連団体を積極的に育成</li> <li>②局と関連団体との双方向の積極的な人材交流による、グループ一体での人材育成・技術継承</li> </ol> </li> </ul>

## 【67】水道 【70】職員の採用試験・選考

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
水道 【67】	平成 31年 1月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的に人口は減少し、施設（モノ）、執行体制（ヒト）、財政（カネ）面で取り巻く状況は変化（モノ）浄水場は、高度経済成長期に集中的に整備されており、一斉に更新時期が到来（ヒト）高齢化の進行等による就業者の減少などで、水道を支える工事業者が減少（カネ）給水収益が減少する中、施設整備費は増加することから、企業債の活用は必須</li> <li>国は、水道の基盤強化を図るため、広域連携や官民連携の推進など水道法を改正</li> <li>取り巻く状況の変化及び改正水道法の趣旨を踏まえ、独立採算制のもと、将来にわたり必要不可欠なサービスを提供するため、長期的な視点に立った事業運営を検討</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な財政状況を見据え計画的に施設整備：予防保全型管理による施設の長寿命化・更新の平準化、供用年数を踏まえた管路更新の計画的な実施、水道施設の耐震化や浸水対策など災害対策等</li> <li>新技術の活用と経営の効率化：スマートメータ・A IなどICTの導入、経営基盤の強化（幅広く官民連携の手法を検討、監理団体の統合）、長期的な視点に立った業務運営体制の検討等</li> <li>東京水道グループの総合力強化：経営基盤の強化（監理団体の統合・人材交流によるマンパワーの強化）、国内水道事業者への貢献等</li> <li>2040年を視野に入れたおおむね20年間の事業運営について検討の上、長期の事業運営方針を策定</li> <li>第三者コンプライアンス委員会により、外部の視点から東京水道グループ全体の事業運営を検証し、組織のあり方も含め、東京水道グループ全体のコンプライアンスを強化</li> </ul>
職員の採用試験・ 選考 【70】	平成 30年 11月	分析 要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材獲得競争の激化を踏まえ、導入から5年目の節目を迎えるI類B（新方式）について、受験者の声などを基に、2つの視点（人材確保、試験運営）から成果や課題等を検証</li> <li>新方式は、ターゲットである民間企業志望者や様々な学部出身者の取り込みに寄与、更に社会人経験者（第二新卒等）の受け皿としても機能</li> <li>新方式による採用者は、多様な人材としての強みを発揮するなど、各職場において活躍</li> <li>民間志望者等がよりチャレンジしやすいよう、新方式の運営方法等についてブラッシュアップが必要</li> </ul>
		改革 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>見える化分析を踏まえ、受験者がより挑戦しやすいよう、I類B（新方式）の試験内容及び方法の見直し等を実施していく。 試験内容の見直し：新方式（行政）の教養試験について、内容や解答数等を見直し 試験方法の見直し：新方式（土木・建築）におけるフィールドワークの実施方法等を改善</li> <li>I類AやI類B（一般方式）など他の試験も含めた全体として最適な採用試験・選考のあり方について、人事委員会として中長期的な視点に立って検証を行い、将来の都政を担う有為な人材を確保していく。</li> </ul>

## 【71】 監査

事業 ユニット	報告月	報告書要旨	
監査 【71】	平成 30年 10月	分析 要旨	<p>監査品質の向上に向け、都民の意見などを基に現状を分析し、3つの観点から課題を抽出した。</p> <p>①監査内容：経済性・効率性・有効性の観点に基づく監査が不十分、事業の趣旨を踏まえた根本的な改善を促す監査が必要、局横断的な監査や監査結果の相互活用が不十分</p> <p>②組織体制：事務局内の連携強化や事務局職員の専門性向上が必要</p> <p>③広報・庁内フィードバック：社会経済情勢・都民ニーズの把握や監査結果・改善措置を効果的に伝える取組が不十分</p>
		改革 の方向性	<p>次の3つの方向性に基づく取組を着実に実施し、更なる監査品質の向上に努めていく。</p> <p>①監査内容の深化：リスクの重要度を踏まえた、より質の高い監査の実施（ICTを活用した「大量データ分析型」監査の検討など、重点的・局横断的な監査の実施、各種監査の有機的連携の促進）</p> <p>②組織力の強化：事務局が組織をあげて、計画的・一体的に監査を実施できる体制の確立（局内の総合調整機能の強化、ICT活用等による局内の情報共有・業務連携の強化、高度専門人材の育成）</p> <p>③情報発信の拡充：社会動向や都民・職員ニーズを踏まえた情報発信（多様な広報媒体を活用し監査情報を分かりやすく発信、監査事例やポイントを庁内へフィードバックし各局の業務改善を促進）</p>